

第 7 2 号議案

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係～4 消防関係 （略）				1 総務関係～4 消防関係 （略）			
5 その他共通関係				5 その他共通関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき <u>430円</u>	1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき <u>360円</u>
2 ～ 4	(略)	(略)	(略)	2 ～ 4	(略)	(略)	(略)

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正)

第2条 芦屋市立打出教育文化センター条例（平成2年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第6条関係） 施設使用料金表						別表（第6条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ	収容人員	使用料金			室名	広さ	収容人員	使用料金		
会議室・和室			午前9時～ 正午	正午～午後 6時	午後6時～ 午後9時	会議室・和室			午前9時～ 正午	正午～午後 6時	午後6時～ 午後9時
大会議室	135 m ²	72人	1時間につ き1,740 円	1時間につ き1,520 円	1時間につ き1,940 円	大会議室	135 m ²	72人	1時間につ き1,450 円	1時間につ き1,270 円	1時間につ き1,620 円
小会議室	50m ²	24人	1時間につ き560円	1時間につ き510円	1時間につ き660円	小会議室	50m ²	24人	1時間につ き470円	1時間につ き430円	1時間につ き550円
和室	18畳	18人	1時間につ き880円	1時間につ き750円	1時間につ き970円	和室	18畳	18人	1時間につ き740円	1時間につ き630円	1時間につ き810円
調理スぺ ース	48m ²	17人	午前9時～ 正午	正午～午後 2時30分	午後2時3 0分～午後 5時	調理スぺ ース	48m ²	17人	午前9時～ 正午	正午～午後 2時30分	午後2時3 0分～午後 5時
			3,450 円	2,880 円	2,880 円				2,880 円	2,400 円	2,400 円
備考（略）						備考（略）					

（芦屋市立学校使用条例の一部改正）

第3条 芦屋市立学校使用条例（昭和27年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。				第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。			
種別	使用料			種別	使用料		
	昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分		昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分
講堂	<u>4, 320円</u>	<u>5, 760円</u>	<u>10, 080円</u>	講堂			
				<u>A（精小、 宮小）</u>	<u>3, 600円</u>	<u>4, 800円</u>	<u>8, 400円</u>
				<u>B（その他 の学校）</u>	<u>2, 400円</u>	<u>3, 600円</u>	<u>6, 000円</u>
遊戯室	<u>2, 160円</u>	<u>2, 880円</u>	<u>5, 040円</u>	遊戯室	<u>1, 800円</u>	<u>2, 400円</u>	<u>4, 200円</u>
教室その他の 室1教室につき	<u>1, 720円</u>	<u>2, 590円</u>	<u>4, 310円</u>	教室その他の 室1教室につき	<u>1, 440円</u>	<u>2, 160円</u>	<u>3, 600円</u>
校庭	午前 <u>1, 440円</u> 午後 <u>1, 440円</u>	<u>2, 160円</u>	<u>3, 600円</u>	校庭	午前 <u>1, 200円</u> 午後 <u>1, 200円</u>	<u>1, 800円</u>	<u>3, 000円</u>
2（略）				2（略）			

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

第4条 芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第7条関係） 公民館施設使用料金表					別表第1（第7条関係） 公民館施設使用料金表				
室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金			室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
113室	人 20	円 <u>1, 560</u>	円 <u>2, 010</u>	円 <u>2, 230</u>	113室	人 20	円 <u>1, 420</u>	円 <u>1, 830</u>	円 <u>2, 030</u>
114室	30	<u>3, 240</u>	<u>3, 800</u>	<u>4, 130</u>	114室	30	<u>2, 950</u>	<u>3, 460</u>	<u>3, 760</u>
115室	10	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1, 110</u>	115室	10	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>
116多目的 室	35 (75)	<u>4, 360</u>	<u>5, 140</u>	<u>5, 810</u>	116多目的 室	35 (75)	<u>3, 970</u>	<u>4, 680</u>	<u>5, 290</u>
211室	20	<u>1, 560</u>	<u>2, 010</u>	<u>2, 230</u>	211室	20	<u>1, 420</u>	<u>1, 830</u>	<u>2, 030</u>
212室	15	<u>1, 230</u>	<u>1, 450</u>	<u>1, 900</u>	212室	15	<u>1, 120</u>	<u>1, 320</u>	<u>1, 730</u>
213幼児室	25	<u>1, 900</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 570</u>	213幼児室	25	<u>1, 730</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 340</u>
214料理室	30	<u>4, 580</u>	<u>5, 360</u>	<u>6, 160</u>	214料理室	30	<u>4, 170</u>	<u>4, 880</u>	<u>5, 600</u>
215美術室	30	<u>3, 460</u>	<u>4, 020</u>	<u>4, 580</u>	215美術室	30	<u>3, 150</u>	<u>3, 660</u>	<u>4, 170</u>
216工芸室	15	<u>1, 780</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 460</u>	216工芸室	15	<u>1, 620</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>

改正後					改正前				
217室	30	<u>2, 790</u>	<u>3, 240</u>	<u>3, 460</u>	217室	30	<u>2, 540</u>	<u>2, 950</u>	<u>3, 150</u>
218講義室	60	<u>3, 350</u>	<u>3, 910</u>	<u>4, 130</u>	218講義室	60	<u>3, 050</u>	<u>3, 560</u>	<u>3, 760</u>
219音楽室	60	<u>9, 620</u>	<u>11, 410</u>	<u>12, 990</u>	219音楽室	60	<u>8, 750</u>	<u>10, 380</u>	<u>11, 810</u>
(140)					(140)				
219音楽室 控室	8	<u>550</u>	<u>670</u>	<u>780</u>	219音楽室 控室	8	<u>500</u>	<u>610</u>	<u>710</u>
220和室	16	<u>1, 780</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 460</u>	220和室	16	<u>1, 620</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>
展示場	91m ²	<u>6, 940</u>	<u>8, 060</u>	<u>8, 060</u>	展示場	91m ²	<u>6, 310</u>	<u>7, 330</u>	<u>7, 330</u>
備考 (略)					備考 (略)				
別表第2 (第8条関係)					別表第2 (第8条関係)				
附属設備等使用料金表					附属設備等使用料金表				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装 置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 660</u>	スクリーンを 含む。	映写装 置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 050</u>	スクリーンを 含む。
	ビデオテープレコーダ ー・DVDプレーヤー	1台	<u>970</u>	モニターテレ ビを含む。		ビデオテープレコーダ ー・DVDプレーヤー	1台	<u>810</u>	モニターテレ ビを含む。
音響装 置	マイクロホン	1本	<u>970</u>		音響装 置	マイクロホン	1本	<u>810</u>	
	ワイヤレスマイクロホ ン	1本	<u>970</u>			ワイヤレスマイクロホ ン	1本	<u>810</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>970</u>	CDデッキ等 を含む。		テープレコーダー	1台	<u>810</u>	CDデッキ等 を含む。
音楽関 係	ピアノ	1台	<u>2, 190</u>		音楽関 係	ピアノ	1台	<u>1, 830</u>	
	指揮台	1台	<u>730</u>			指揮台	1台	<u>610</u>	
	譜面台	1組	<u>730</u>	(1組15 本)		譜面台	1組	<u>610</u>	(1組15 本)
美術・ 工芸関	イーゼル	1組	<u>970</u>	画板付 (1組 15本)	美術・ 工芸関	イーゼル	1組	<u>810</u>	画板付 (1組 15本)

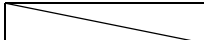
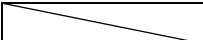
改正後					改正前				
係	モデル台	1 式	9 7 0		係	モデル台	1 式	8 1 0	
	陶芸窯	1 式	2, 1 9 0			陶芸窯	1 式	1, 8 3 0	
						電動式ろくろ	1 組	8 1 0	
	スポットライト	1 台	7 3 0	美術室に限る。		スポットライト	1 台	6 1 0	美術室に限る。
その他	ロッカー	1 区分	1, 0 9 0		その他	ロッカー	1 区分	9 1 0	
	スチール棚	1 区分	1, 4 6 0			スチール棚	1 区分	1, 2 2 0	
	パーソナルコンピュータ	1 台	3 6 0			パーソナルコンピュータ	1 台	3 0 0	
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第10条関係） 体育館・青少年センター使用料金表				別表第1（第10条関係） 体育館・青少年センター使用料金表			
1 専用使用				1 専用使用			
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間

改正後					改正前				
区分 室名	午前 9 時から 午前 11 時 50 分まで	正 午 から 午 後 2 時 50 分まで	午後 3 時から 午後 5 時 50 分まで	午後 6 時から 午後 8 時 50 分まで	区分 室名	午前 9 時から 午前 11 時 50 分まで	正 午 から 午 後 2 時 50 分まで	午後 3 時から 午後 5 時 50 分まで	午後 6 時から 午後 8 時 50 分まで
競技場	円 14,680	円 14,680	円 14,680	円 29,370	競技場	円 12,240	円 12,240	円 12,240	円 24,480
剣道場	2,440	2,440	2,440	6,040	剣道場	2,040	2,040	2,040	5,040
柔道場	2,440	2,440	2,440	6,040	柔道場	2,040	2,040	2,040	5,040
弓道場	弓道使用	2,440	2,440	6,040	弓道場	弓道使用	2,040	2,040	5,040
	その他使用	3,740	3,740	8,780		その他使用	3,120	3,120	7,320
控え室	2,010	2,010	2,010	3,160	控え室	1,680	1,680	1,680	2,640
多目的室(1)	860	860	860	1,580	多目的室(1)	720	720	720	1,320
多目的室(2)	1,720	1,720	1,720	2,590	多目的室(2)	1,440	1,440	1,440	2,160
多目的室(3)	2,880	2,880	2,880	4,890	多目的室(3)	2,400	2,400	2,400	4,080
大会議室	2,880	2,880	2,880	4,890	大会議室	2,400	2,400	2,400	4,080
第1会議室	1,000	1,000	1,000	1,870	第1会議室	840	840	840	1,560
第2会議室	860	860	860	1,580	第2会議室	720	720	720	1,320
第1研修室	1,870	1,870	1,870	2,880	第1研修室	1,560	1,560	1,560	2,400
第2研修室	1,870	1,870	1,870	2,880	第2研修室	1,560	1,560	1,560	2,400
音楽室	2,590	2,590	2,590	3,600	音楽室	2,160	2,160	2,160	3,000
多目的研修室	1,150	1,150	1,150	2,160	多目的研修室	960	960	960	1,800
2 一般使用					2 一般使用				
区分	使用料		備考		区分	使用料		備考	
トレーニング室	1回 430円	回数券(11枚綴り) 4,320円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とす		トレーニング室	1回 360円	回数券(11枚綴り) 3,600円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とす	

改正後			改正前		
		る。			る。
備考（略） 別表第2（第10条の2関係） 附属設備等使用料金表			備考（略） 別表第2（第10条の2関係） 附属設備等使用料金表		
品名	単位	使用料金	品名	単位	使用料金
アリーナ放送設備	一式	円 1, 2 1 0	アリーナ放送設備	一式	円 1, 0 1 0
アリーナ空調設備	一式	8 5 0	アリーナ空調設備	一式	7 1 0
調理台	1 台	6 0 0	調理台	1 台	5 0 0
更衣ロッカー	1 台	1 0 0	更衣ロッカー	1 台	1 0 0
物品ロッカー（大）	1 台	2, 4 3 0	物品ロッカー（大）	1 台	2, 0 3 0
物品ロッカー（小）	1 台	1, 2 1 0	物品ロッカー（小）	1 台	1, 0 1 0
備考（略）			備考（略）		

（芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正）

第6条 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例（昭和63年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第4（第8条関係）			別表第4（第8条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
講義室	午前9時～正午	1, 7 0 0 円	講義室	午前9時～正午	1, 4 2 0 円

改正後			改正前		
	午後 1 時～午後 5 時	<u>2, 1 9 0 円</u>		午後 1 時～午後 5 時	<u>1, 8 3 0 円</u>

（芦屋市立美術博物館条例の一部改正）

第 7 条 芦屋市立美術博物館条例（平成 2 年芦屋市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 3（第 7 条関係）				別表第 3（第 7 条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前 1 0 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで		午前 1 0 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで
講義室	<u>3, 4 2 0 円</u>	<u>5, 2 4 0 円</u>	<u>8, 6 6 0 円</u>	講義室	<u>2, 8 5 0 円</u>	<u>4, 3 7 0 円</u>	<u>7, 2 3 0 円</u>
体験学習室	<u>5, 0 0 0 円</u>	<u>8, 1 8 0 円</u>	<u>1 3, 1 8 0 円</u>	体験学習室	<u>4, 1 7 0 円</u>	<u>6, 8 2 0 円</u>	<u>1 1, 0 0 0 円</u>

（芦屋市民会館条例の一部改正）

第 8 条 芦屋市民会館条例（昭和 3 8 年芦屋市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表						別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表					
室名		収容人員 又は広さ	施設使用料金			室名		収容人員 又は広さ	施設使用料金		
			朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分				朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
大ホール	平日	人 662	円 43,990	円 55,720	円 66,000	大ホール	平日	人 662	円 36,660	円 46,440	円 55,000
	土日休	(700)	49,860	61,590	70,390		土日休	(700)	41,550	51,330	58,660
小ホール	平日	150	10,990	12,450	13,930	小ホール	平日	150	9,160	10,380	11,610
	土日休		11,720	13,930	16,120		土日休		9,770	11,610	13,440
大楽屋		30	2,800	3,420	3,660	大楽屋		30	2,340	2,850	3,050
中楽屋		20	2,190	2,430	2,680	中楽屋		20	1,830	2,030	2,240
下手楽屋		15	1,340	1,580	1,700	下手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
小楽屋		10	1,210	1,340	1,460	小楽屋		10	1,010	1,120	1,220
上手楽屋		15	1,340	1,580	1,700	上手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
101室		25	1,700	2,190	2,430	101室		25	1,420	1,830	2,030
102室		20	1,460	1,580	1,820	102室		20	1,220	1,320	1,520
201室		25	1,700	2,190	2,430	201室		25	1,420	1,830	2,030
202室		25	1,700	2,190	2,430	202室		25	1,420	1,830	2,030
203室		40 (60)	4,390	5,120	5,610	203室		40 (60)	3,660	4,270	4,680
204室		20	1,580	1,700	2,070	204室		20	1,320	1,420	1,730
205室		20	1,580	1,700	2,070	205室		20	1,320	1,420	1,730
206室		15	1,210	1,340	1,460	206室		15	1,010	1,120	1,220
207室		10	850	970	1,210	207室		10	710	810	1,010
208室		8	970	1,090	1,210	208室		8	810	910	1,010

改正後					改正前						
3 0 1 室	6 0 (1 6 0)	<u>6 , 7 2 0</u>	<u>7 , 9 4 0</u>	<u>8 , 7 9 0</u>	3 0 1 室	6 0 (1 6 0)	<u>5 , 6 0 0</u>	<u>6 , 6 2 0</u>	<u>7 , 3 3 0</u>		
3 0 2 室	2 0	<u>1 , 5 8 0</u>	<u>1 , 7 0 0</u>	<u>2 , 0 7 0</u>	3 0 2 室	2 0	<u>1 , 3 2 0</u>	<u>1 , 4 2 0</u>	<u>1 , 7 3 0</u>		
3 0 3 A 室	2 0	<u>1 , 5 8 0</u>	<u>1 , 7 0 0</u>	<u>2 , 0 7 0</u>	3 0 3 A 室	2 0	<u>1 , 3 2 0</u>	<u>1 , 4 2 0</u>	<u>1 , 7 3 0</u>		
3 0 3 B 室	1 5	<u>1 , 5 8 0</u>	<u>1 , 7 0 0</u>	<u>2 , 0 7 0</u>	3 0 3 B 室	1 5	<u>1 , 3 2 0</u>	<u>1 , 4 2 0</u>	<u>1 , 7 3 0</u>		
3 0 4 室	1 5	<u>1 , 2 1 0</u>	<u>1 , 3 4 0</u>	<u>1 , 4 6 0</u>	3 0 4 室	1 5	<u>1 , 0 1 0</u>	<u>1 , 1 2 0</u>	<u>1 , 2 2 0</u>		
4 0 1 室	1 0 0 (2 0 0)	<u>8 , 5 4 0</u>	<u>1 0 , 0 2 0</u>	<u>1 1 , 4 8 0</u>	4 0 1 室	1 0 0 (2 0 0)	<u>7 , 1 2 0</u>	<u>8 , 3 5 0</u>	<u>9 , 5 7 0</u>		
4 0 3 室	2 5	<u>1 , 7 0 0</u>	<u>2 , 1 9 0</u>	<u>2 , 4 3 0</u>	4 0 3 室	2 5	<u>1 , 4 2 0</u>	<u>1 , 8 3 0</u>	<u>2 , 0 3 0</u>		
多目的ホール	1 9 6 m ²	<u>7 , 5 7 0</u>	<u>8 , 7 9 0</u>	<u>8 , 7 9 0</u>	多目的ホール	1 9 6 m ²	<u>6 , 3 1 0</u>	<u>7 , 3 3 0</u>	<u>7 , 3 3 0</u>		
備考 (略)					備考 (略)						
別表第 3 (第 7 条の 2 関係)					別表第 3 (第 7 条の 2 関係)						
附属設備等使用料金表					附属設備等使用料金表						
場 所	種 別	品 名	単位	使用料金 (円)	備 考	場 所	種 別	品 名	単位	使用料金 (円)	備 考
大 ホ ー ル	舞 台 装 置	せりピット	1 式	<u>5 , 1 2 0</u>	固定使用の場合を除く。	大 ホ ー ル	舞 台 装 置	せりピット	1 式	<u>4 , 2 7 0</u>	固定使用の場合を除く。
		反響板	1 式	<u>7 , 3 3 0</u>					反響板	1 式	
		所作台	1 式	<u>9 , 5 2 0</u>	化粧かまちを含む。			所作台	1 式	<u>7 , 9 4 0</u>	化粧かまちを含む。
		平台	1 式	<u>5 , 1 2 0</u>	箱足を含む。			平台	1 式	<u>4 , 2 7 0</u>	箱足を含む。
		屏風	1 双	<u>3 , 6 6 0</u>				屏風	1 双	<u>3 , 0 5 0</u>	
		ひ毛せん	1 式	<u>2 , 9 2 0</u>	赤座布団・赤布を含む。			ひ毛せん	1 式	<u>2 , 4 4 0</u>	赤座布団・赤布を含む。
		指揮台	1 台	<u>9 7 0</u>	指揮者用・譜面台を含む。			指揮台	1 台	<u>8 1 0</u>	指揮者用・譜面台を含む。
	演台	1 台	<u>7 3 0</u>	司会台を含む。	演台		1 台	<u>6 1 0</u>	司会台を含む。		
楽 器		スタインウェイ D 型ピアノ	1 台	<u>1 9 , 0 5 0</u>		楽 器		スタインウェイ D 型ピアノ	1 台	<u>1 5 , 8 8 0</u>	

改正後					改正前				
音響装置	ヤマハCFピアノ	1台	9, 520		音響装置	ヤマハCFピアノ	1台	7, 940	
	音響装置	1式	2, 190			音響装置	1式	1, 830	
	エレベーターマイク	1本	2, 190	中央、下手		エレベーターマイク	1本	1, 830	中央、下手
	クロホン					クロホン			
	マイクロホン	1本	2, 190			マイクロホン	1本	1, 830	
	ワイヤレスマイク	1本	2, 920	電池代を含む。		ワイヤレスマイク	1本	2, 440	電池代を含む。
	ロホン					ロホン			
	カセットテープレコーダー	1台	2, 190	消耗品を除く。		カセットテープレコーダー	1台	1, 830	消耗品を除く。
	CDデッキ	1台	2, 190	消耗品を除く。		CDデッキ	1台	1, 830	消耗品を除く。
	ステージスピーカ	1式	2, 190			ステージスピーカ	1式	1, 830	
	ー					ー			
	モニタースピーカ	1台	970			モニタースピーカ	1台	810	
	ー					ー			
照明装置	シーリングライト	1式	2, 190		照明装置	シーリングライト	1式	1, 830	
	ボーダーライト	1列	2, 190			ボーダーライト	1列	1, 830	
	サスペンションライト	1列	2, 190			サスペンションライト	1列	1, 830	
	ホリゾンライト	1列	2, 190	アッパー、ロー各1列		ホリゾンライト	1列	1, 830	アッパー、ロー各1列
	サイドフロントライト	1式	2, 190			サイドフロントライト	1式	1, 830	
	トーマンタルライト	1式	2, 190			トーマンタルライト	1式	1, 830	
	バックギャラリート	1式	3, 660			バックギャラリート	1式	3, 050	
	センターピンスポットライト	1台	2, 190			センターピンスポットライト	1台	1, 830	
	ハロゲンピンスポットライト	1台	2, 190			ハロゲンピンスポットライト	1台	1, 830	

改正後					改正前				
		ットライト				ットライト			
		エフェクトマシン	1台	<u>2, 190</u>	4台	エフェクトマシン	1台	<u>1, 830</u>	4台
		スポットライト1 KW以下	1台	<u>970</u>	移動器具を含む。	スポットライト1 KW以下	1台	<u>810</u>	移動器具を含む。
		スポットライト 1. 5KW以下	1台	<u>1, 210</u>	移動器具を含む。	スポットライト 1. 5KW以下	1台	<u>1, 010</u>	移動器具を含む。
		ソースフォー	1台	<u>1, 210</u>		ソースフォー	1台	<u>1, 010</u>	
		ミラーボール	1台	<u>2, 190</u>		ミラーボール	1台	<u>1, 830</u>	
		スモークマシン	1台	<u>5, 120</u>	スモッグ液を含む。	スモークマシン	1台	<u>4, 270</u>	スモッグ液を含む。
	映 写 装 置	35m/m映写機	1式	<u>11, 720</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。	35m/m映写機	1式	<u>9, 770</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。
		16m/m映写機	1式	<u>7, 330</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。	16m/m映写機	1式	<u>6, 110</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。
		液晶プロジェクタ ー	1式	<u>3, 660</u>	スクリーンを含む。	液晶プロジェクタ ー	1式	<u>3, 050</u>	スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレ イディスクプレー ヤー	1台	<u>970</u>		DVD・ブルーレ イディスクプレー ヤー	1台	<u>810</u>	
	そ の 他	浴室	1室	<u>2, 190</u>		浴室	1室	<u>1, 830</u>	
	小 ホ ー ル	舞台 装置	1式	<u>2, 920</u>	一式12枚	舞台 装置	1式	<u>2, 440</u>	一式12枚
		演台	1台	<u>730</u>	司会台を含む。	演台	1台	<u>610</u>	司会台を含む。
		楽器	1台	<u>5, 850</u>		楽器	1台	<u>4, 880</u>	
		照明 増設ライト	1式 1台	<u>2, 190</u> <u>970</u>		照明 増設ライト	1式 1台	<u>1, 830</u> <u>810</u>	

改正後						改正前					
本館	装置					装置					
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 6 6 0</u>	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 0 5 0</u>	スクリーンを含む。	
	音響装置	マイクロホン	1本	<u>1, 4 6 0</u>		音響装置	マイクロホン	1本	<u>1, 2 2 0</u>		
		ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>1, 4 6 0</u>			ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>1, 2 2 0</u>		
		テープレコーダー	1台	<u>1, 4 6 0</u>			テープレコーダー	1台	<u>1, 2 2 0</u>		
		音響装置	1式	<u>2, 1 9 0</u>			音響装置	1式	<u>1, 8 3 0</u>		
	茶道具	茶用道具	1式	<u>2, 1 9 0</u>	釜・水指・建水・炭道具・棚等	茶道具	茶用道具	1式	<u>1, 8 3 0</u>	釜・水指・建水・炭道具・棚等	
		御園棚	1式	<u>3, 6 6 0</u>			御園棚	1式	<u>3, 0 5 0</u>		
		毛せん	1式	<u>9 7 0</u>			毛せん	1式	<u>8 1 0</u>		
	映写装置	液晶プロジェクター	1式	<u>3, 6 6 0</u>	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1式	<u>3, 0 5 0</u>	スクリーンを含む。	
		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	<u>9 7 0</u>	モニターテレビを含む。		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	<u>8 1 0</u>	モニターテレビを含む。	
	音響装置	マイクロホン	1本	<u>9 7 0</u>		音響装置	マイクロホン	1本	<u>8 1 0</u>		
		ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>9 7 0</u>			ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>8 1 0</u>		
		テープレコーダー	1台	<u>9 7 0</u>	CDデッキ等を含む。		テープレコーダー	1台	<u>8 1 0</u>	CDデッキ等を含む。	
	その他	金屏風	1双	<u>2, 9 2 0</u>		その他	金屏風	1双	<u>2, 4 4 0</u>		
		展示パネル	1式	<u>2, 9 2 0</u>	301室・多目的ホールで使用する場合は組立経費は含まない。		展示パネル	1式	<u>2, 4 4 0</u>	301室・多目的ホールで使用する場合は組立経費は含まない。	

改正後						改正前					
					い。						い。
		所作台	1 式	<u>5, 8 5 0</u>				所作台	1 式	<u>4, 8 8 0</u>	
		パーソナルコンピ ュータ	1 台	<u>3 6 0</u>				パーソナルコンピ ュータ	1 台	<u>3 0 0</u>	
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 4 0 年芦屋市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表第 2（第 9 条関係） 地区集会所施設使用料金表								別表第 2（第 9 条関係） 地区集会所施設使用料金表							
施設名	室名	広さ	収 容 人 員	施設使用料金				施設名	室名	広さ	収 容 人 員	施設使用料金			
				朝	昼	夜	深夜					朝	昼	夜	深夜
				午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午後 11 時～翌日 午前 8 時					午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午後 11 時～翌日 午前 8 時
打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	円	円	円	円	打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	円	円	円	円
	洋室(B)	20m ²	12	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—		洋室(B)	20m ²	12	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(C)	35m ²	22	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	35m ²	22	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	24m ²	14	<u>1,340</u>	<u>1,670</u>	<u>2,010</u>	<u>4,020</u>		洋室(D)	24m ²	14	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>
				<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	—					<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—

改正後								改正前							
翠ヶ丘集 会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—	翠ヶ丘集 会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(B)	32m ²	20	<u>1,230</u>	<u>1,340</u>	<u>1,560</u>	3,130		洋室(B)	32m ²	20	<u>1,120</u>	<u>1,220</u>	<u>1,420</u>	2,850
	洋室(C)	18m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	21m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(D)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
竹園集 会 所	洋室(A)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—	竹園集 会 所	洋室(A)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(B)	18m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(B)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(C)	34m ²	22	<u>1,340</u>	<u>1,670</u>	<u>2,010</u>	4,020		洋室(C)	34m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660
	洋室(D)	42m ²	26	<u>1,560</u>	<u>1,900</u>	<u>2,230</u>	4,470		洋室(D)	42m ²	26	<u>1,420</u>	<u>1,730</u>	<u>2,030</u>	4,070
前田集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—	前田集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(B)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(B)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(C)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	30m ²	18	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	2,460		洋室(D)	30m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	2,240
朝日ヶ丘 集会所	洋室(A)	63m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—	朝日ヶ丘 集会所	洋室(A)	63m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(B)	21m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(B)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(C)	18m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	2,230		洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	2,030
	洋室(D)	16m ²	10	<u>670</u>	<u>780</u>	<u>890</u>	1,780		洋室(D)	16m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	1,620
	和室(A)	6畳	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		和室(A)	6畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	和室(B)	6畳	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		和室(B)	6畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
春日集 会 所	洋室(A)	21m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—	春日集 会 所	洋室(A)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(B)	64m ²	40	<u>2,460</u>	<u>2,790</u>	<u>3,240</u>	—		洋室(B)	64m ²	40	<u>2,240</u>	<u>2,540</u>	<u>2,950</u>	—
	洋室(C)	15m ²	10	<u>670</u>	<u>780</u>	<u>890</u>	—		洋室(C)	15m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	—
	洋室(D)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(D)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(E)	35m ²	22	<u>1,340</u>	<u>1,670</u>	<u>2,010</u>	4,020		洋室(E)	35m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660
潮見集 会 所	洋室(A)	23m ²	14	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	—	潮見集 会 所	洋室(A)	23m ²	14	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—
	洋室(B)	62m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—		洋室(B)	62m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(C)	20m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	26m ²	16	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	2,460		洋室(D)	26m ²	16	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	2,240
	洋室(E)	30m ²	18	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	2,460		洋室(E)	30m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	2,240
	洋室(F)	20m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(F)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—

改正後								改正前							
浜風集会所	洋室(A)	62m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	浜風集会所	洋室(A)	62m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	25m ²	14	890	1,110	1,230	2,460		洋室(C)	25m ²	14	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(D)	15m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	15m ²	10	610	710	810	—
	洋室(E)	13m ²	10	670	780	890	—		洋室(E)	13m ²	10	610	710	810	—
奥池集会所	洋室(A)	58m ²	38	2,230	2,680	3,130	6,270	奥池集会所	洋室(A)	58m ²	38	2,030	2,440	2,850	5,700
	洋室(B)	17m ²	12	780	890	1,110	2,230		洋室(B)	17m ²	12	710	810	1,010	2,030
西蔵集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	西蔵集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	26m ²	16	890	1,110	1,230	—		洋室(B)	26m ²	16	810	1,010	1,120	—
	洋室(C)	27m ²	16	890	1,110	1,230	2,460		洋室(C)	27m ²	16	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(D)	13m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	13m ²	10	610	710	810	—
大原集会所	洋室(A)	29m ²	18	890	1,110	1,230	—	大原集会所	洋室(A)	29m ²	18	810	1,010	1,120	—
	洋室(B)	62m ²	38	2,230	2,680	3,130	—		洋室(B)	62m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(C)	22m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(C)	22m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	16m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	16m ²	10	610	710	810	—
	洋室(E)	52m ²	32	1,900	2,120	2,460	4,920		洋室(E)	52m ²	32	1,730	1,930	2,240	4,480
茶屋集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	茶屋集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	19m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	19m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	18m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(C)	18m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	26m ²	16	890	1,110	1,230	2,460		洋室(D)	26m ²	16	810	1,010	1,120	2,240
三条集会所	洋室(A)	17m ²	12	780	890	1,110	—	三条集会所	洋室(A)	17m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	42m ²	26	1,560	1,900	2,230	4,470		洋室(C)	42m ²	26	1,420	1,730	2,030	4,070
	洋室(D)	44m ²	26	1,560	1,900	2,230	—		洋室(D)	44m ²	26	1,420	1,730	2,030	—
備考 (略)								備考 (略)							

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第 9 条関係） 施設使用料金表						別表（第 9 条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ	収容人員	施設使用料金			室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時				午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時
会議室 A	17m ²	12 人	<u>720 円</u>	<u>570 円</u>	<u>570 円</u>	会議室 A	17m ²	12 人	<u>600 円</u>	<u>480 円</u>	<u>480 円</u>
会議室 B	17m ²	12 人	<u>720 円</u>	<u>570 円</u>	<u>570 円</u>	会議室 B	17m ²	12 人	<u>600 円</u>	<u>480 円</u>	<u>480 円</u>
会議室 C	50m ²	32 人（50 人）	<u>1,870 円</u>	<u>1,580 円</u>	<u>1,580 円</u>	会議室 C	50m ²	32 人（50 人）	<u>1,560 円</u>	<u>1,320 円</u>	<u>1,320 円</u>
会議室 D	46m ²	28 人（48 人）	<u>1,720 円</u>	<u>1,440 円</u>	<u>1,440 円</u>	会議室 D	46m ²	28 人（48 人）	<u>1,440 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,200 円</u>
多目的室・オープンスペース 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	多目的室・オープンスペース 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オープンスペース 2	35m ²	20 人	<u>1,290 円</u>	<u>1,150 円</u>	<u>1,150 円</u>	オープンスペース 2	35m ²	20 人	<u>1,080 円</u>	<u>960 円</u>	<u>960 円</u>
備考（略）						備考（略）					

（芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 11 条 芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年芦屋市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第 1 （第 1 1 条関係） 施設使用料金表 1 国際交流センター										別表第 1 （第 1 1 条関係） 施設使用料金表 1 国際交流センター											
室名		広さ (m ²)	収容人員 (人)		施設使用料金（円）						室名		広さ (m ²)	収容人員 (人)		施設使用料金（円）					
					朝		昼		夜							朝		昼		夜	
					午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 3 時						午後 3 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分				
多 目 的 室	2 0 1 室	7 9	多目 的室 (1 8 0)	4 8	<u>2, 6 8 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>3, 4 6 0</u>		多 目 的 室	2 0 1 室	7 9	(1 8 0)	4 8	<u>2, 4 4 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>3, 1 5 0</u>			
	2 0 2 室	7 9		4 8	<u>2, 6 8 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>3, 4 6 0</u>			2 0 2 室	7 9		4 8	<u>2, 4 4 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>3, 1 5 0</u>			
	2 0 3 室	7 9		4 8	<u>2, 6 8 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>3, 4 6 0</u>			2 0 3 室	7 9		4 8	<u>2, 4 4 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>3, 1 5 0</u>			
2 0 4 室		7 2	4 4		<u>2, 4 6 0</u>	<u>1, 4 5 0</u>	<u>1, 4 5 0</u>	<u>3, 2 4 0</u>		2 0 4 室		7 2	4 4		<u>2, 2 4 0</u>	<u>1, 3 2 0</u>	<u>1, 3 2 0</u>	<u>2, 9 5 0</u>			
2 0 5 室		4 3	2 6		<u>1, 4 5 0</u>	<u>8 9 0</u>	<u>8 9 0</u>	<u>1, 9 0 0</u>		2 0 5 室		4 3	2 6		<u>1, 3 2 0</u>	<u>8 1 0</u>	<u>8 1 0</u>	<u>1, 7 3 0</u>			
2 0 6 調 理・試食 室		7 8	3 0		<u>4, 5 8 0</u>	<u>2, 6 8 0</u>	<u>2, 6 8 0</u>	<u>6, 6 0 0</u>		2 0 6 調 理・試食 室		7 8	3 0		<u>4, 1 7 0</u>	<u>2, 4 4 0</u>	<u>2, 4 4 0</u>	<u>6, 0 0 0</u>			
2 潮芦屋集会所										2 潮芦屋集会所											
室名		広さ	収容	施設使用料金（円）						室名		広さ	収容	施設使用料金（円）							

改正後						改正前									
		人員 (人)	朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分			人員 (人)	朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分				
101室	52 m ²	32	<u>1, 900</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 460</u>	101室	52 m ²	32	<u>1, 730</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>				
102室	35 m ²	22	<u>1, 340</u>	<u>1, 670</u>	<u>2, 010</u>	102室	35 m ²	22	<u>1, 220</u>	<u>1, 520</u>	<u>1, 830</u>				
103室	17 m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1, 110</u>	103室	17 m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>				
104和室	8畳	16	<u>1, 110</u>	<u>1, 230</u>	<u>1, 340</u>	104和室	8畳	16	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>	<u>1, 220</u>				
3 屋外交流広場						3 屋外交流広場									
区分		施設使用料金 (円)						区分		施設使用料金 (円)					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時			午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
屋外交流広場	テニスコートA	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	テニスコートA	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	
	テニスコートB	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	テニスコートB	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	
	テニスコートC	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	テニスコートC	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	
備考 (略)						備考 (略)									
別表第2 (第12条関係)						別表第2 (第12条関係)									
附属設備等使用料金表						附属設備等使用料金表									

改正後					改正前				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1 式	<u>2, 4 3 0</u>	スクリーンを 含む。	映写	液晶プロジェクター	1 式	<u>2, 0 3 0</u>	スクリーンを 含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	<u>1, 2 1 0</u>	モニターテレビを含む。		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	<u>1, 0 1 0</u>	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1 式	<u>2, 1 9 0</u>	マイクを含む。	音響	多目的室音響装置	1 式	<u>1, 8 3 0</u>	マイクを含む。
	2 0 4 室・2 0 5 室音響装置	1 式	<u>1, 2 1 0</u>	マイクを含む。		2 0 4 室・2 0 5 室音響装置	1 式	<u>1, 0 1 0</u>	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイククロホン	1 本	<u>9 7 0</u>			多目的室ワイヤレスマイククロホン	1 本	<u>8 1 0</u>	
	C D デッキ	1 台	<u>9 7 0</u>			C D デッキ	1 台	<u>8 1 0</u>	
照明設備	屋外交流広場照明設備	1 時間	<u>3 0 0</u>	1 時間未満は 1 時間とする。	照明設備	屋外交流広場照明設備	1 時間	<u>2 5 0</u>	1 時間未満は 1 時間とする。
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年芦屋市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第 10 条関係） 施設使用料金表						別表（第 10 条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人 員 (人)	施設使用料金（円）			室名	広さ (m ²)	収容人 員 (人)	施設使用料金（円）		
			午前 9 時 3 0 分～正午	午後 1 時～午 後 3 時	午後 3 時～午 後 5 時				午前 9 時 3 0 分～正午	午後 1 時～午 後 3 時	午後 3 時～午 後 5 時
小会議 室	19	12	<u>600</u>	<u>480</u>	<u>480</u>	小会議 室	19	12	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>400</u>
大会議 室 1	62	45(6 6)	<u>1,940</u>	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	大会議 室 1	62	45(6 6)	<u>1,620</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>
大会議 室 2	50	30(5 4)	<u>1,580</u>	<u>1,340</u>	<u>1,340</u>	大会議 室 2	50	30(5 4)	<u>1,320</u>	<u>1,120</u>	<u>1,120</u>
備考（略）						備考（略）					

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正）

第 13 条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年芦屋市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 2（第 4 条―第 5 条の 2 関係）		別表第 2（第 4 条―第 5 条の 2 関係）	
1 預かり保育料		1 預かり保育料	
(1) 市立幼稚園		(1) 市立幼稚園	

改正後		改正前	
区分	預かり保育料	区分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額 <u>1, 0 8 0 円</u>	春季、夏季及び冬季の休業日	日額 <u>9 0 0 円</u>
上記以外の日	日額 <u>5 0 0 円</u>	上記以外の日	日額 <u>4 5 0 円</u>
(2) 市立認定こども園 (略) 2 延長保育料・3 病児保育料 (略) 備考 (略)		(2) 市立認定こども園 (略) 2 延長保育料・3 病児保育料 (略) 備考 (略)	

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正)

第 1 4 条 芦屋市福祉センターの管理に関する条例（平成 2 2 年芦屋市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第 1（第 9 条関係） 福祉センター施設使用料金表						別表第 1（第 9 条関係） 福祉センター施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）			室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）		
			朝	昼	夜				朝	昼	夜
			午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分				午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分
会議室 1	8 3	3 6 (7 2)	<u>3, 2 6 0</u>	<u>4, 3 5 0</u>	<u>3, 8 5 0</u>	会議室 1	8 3	3 6 (7 2)	<u>3, 3 6 0</u>	<u>4, 4 8 0</u>	<u>3, 9 7 0</u>
会議室 2	5 7	2 4	<u>2, 2 7 0</u>	<u>2, 9 6 0</u>	<u>2, 5 6 0</u>	会議室 2	5 7	2 4	<u>2, 3 4 0</u>	<u>3, 0 5 0</u>	<u>2, 6 4 0</u>

改正後						改正前					
多目的ホール	2 2 4	1 5 6 (3 0 0)	<u>7, 3 3 0</u>	<u>9, 8 6 0</u>	<u>8, 6 0 0</u>	多目的ホール	2 2 4	1 5 6 (3 0 0)	<u>7, 1 2 0</u>	<u>9, 5 7 0</u>	<u>8, 3 5 0</u>
調理・実習室	1 5 4	調理室 3 1 食事室 3 2	8, 8 6 0	1 1, 8 1 0	1 0, 2 8 0	調理・実習室	1 5 4	調理室 3 1 食事室 3 2	8, 8 6 0	1 1, 8 1 0	1 0, 2 8 0
運動室	2 9 6	—	<u>5, 1 5 0</u>	<u>6, 8 3 0</u>	<u>5, 9 3 0</u>	運動室	2 9 6	—	<u>4, 6 8 0</u>	<u>6, 2 1 0</u>	<u>5, 3 9 0</u>
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年芦屋市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 1（第 9 条関係） 老人福祉会館施設使用料金表				別表第 1（第 9 条関係） 老人福祉会館施設使用料金表			
番	室名	収容人員	施設使用料金	番	室名	収容人員	施設使用料金
			夜 午後 6 時～午後 9 時 3 0 分				夜 午後 6 時～午後 9 時 3 0 分
1	1 1 1 大広間	人 1 4 0	円 <u>1 4, 4 1 0</u>	1	1 1 1 大広間	人 1 4 0	円 <u>1 2, 0 1 0</u>

改正後				改正前			
2	1 1 2 和室	2 0	<u>2, 6 8 0</u>	2	1 1 2 和室	2 0	<u>2, 2 4 0</u>
3	舞台		<u>1, 9 4 0</u>	3	舞台		<u>1, 6 2 0</u>
備考 (略)				備考 (略)			
別表第 2 (第 9 条の 2 関係)				別表第 2 (第 9 条の 2 関係)			
附属設備等使用料				附属設備等使用料			
種別	品名	単位	使用料 (円)	種別	品名	単位	使用料 (円)
照明器具	スポットライト	1 台	<u>9 7 0</u>	照明器具	スポットライト	1 台	<u>8 1 0</u>
音響装置	マイクロホン	1 本	<u>9 7 0</u>	音響装置	マイクロホン	1 本	<u>8 1 0</u>
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	<u>9 7 0</u>		ワイヤレスマイクロホン	1 本	<u>8 1 0</u>
	テープレコーダー	1 台	<u>9 7 0</u>		テープレコーダー	1 台	<u>8 1 0</u>
					レコードプレーヤー	1 台	<u>8 1 0</u>
その他	金屏風	1 双	<u>2, 9 2 0</u>	その他	金屏風	1 双	<u>2, 4 4 0</u>
備考 (略)				備考 (略)			

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第 1 6 条 芦屋市都市公園条例 (昭和 4 0 年芦屋市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分 (以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 4 (第 1 0 条関係)	別表第 4 (第 1 0 条関係)
1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)	1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)

改正後						改正前					
3 有料公園施設を利用する場合						3 有料公園施設を利用する場合					
施設の種類		使用区分	使用料		超過料金	施設の種類		使用区分	使用料		超過料金
川西運動場	運動場	専用	1 時間 <u>8 6 0 円</u>		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>8 6 0 円</u>	川西運動場	運動場	専用	1 時間 <u>7 2 0 円</u>		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>7 2 0 円</u>
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>5 7 0 円</u>		朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>4 8 0 円</u>	
			子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 8 0 円</u>					子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 4 0 円</u>	
		専用	2 時間 <u>8 6 , 4 0 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>4 3 , 2 0 0 円</u>			専用	2 時間 <u>7 2 , 0 0 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>3 6 , 0 0 0 円</u>
海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>4 8 0 円</u>		海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>4 0 0 円</u>	
			子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 4 0 円</u>					子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 0 0 円</u>	
		専用	2 時間 <u>7 3 , 3 3 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>3 6 , 6 6 0 円</u>			専用	2 時間 <u>6 1 , 1 1 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>3 0 , 5 5 0 円</u>

改正後						改正前							
	温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 <u>970円</u>			温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 <u>810円</u>			
			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 <u>480円</u>					子供（4歳以上小学生以下）	1回券 <u>400円</u>			
		回数券（11回）	大人（中学生以上）	<u>9,760円</u>				回数券（11回）	大人（中学生以上）	<u>8,140円</u>			
			子供（4歳以上小学生以下）	<u>4,880円</u>					子供（4歳以上小学生以下）	<u>4,070円</u>			
		1月使用券	大人（中学生以上）	<u>7,810円</u>				1月使用券	大人（中学生以上）	<u>6,510円</u>			
			子供（4歳以上小学生以下）	<u>3,900円</u>					子供（4歳以上小学生以下）	<u>3,250円</u>			
	駐車場	一般	（略）				駐車場	一般	（略）				
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間	<u>730円</u>	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>730円</u>	東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間	<u>610円</u>	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>610円</u>		
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間	<u>2,190円</u>	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>2,190円</u>	芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間	<u>1,830円</u>	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>1,830円</u>		
	駐車場	一般	（略）					駐車場	一般	（略）			
芦屋市総合公	陸上競技場	一般	大人	1回 <u>570円</u>		芦屋市総合公	陸上競技場	一般	大人	1回 <u>480円</u>			

改正後						改正前					
園			学生（高 校生以 下）	1回 <u>2</u> 80円		園			学生（高 校生以 下）	1回 <u>2</u> 40円	
		専用	平日 1時間 <u>4,</u> 880円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>4,</u> 880円				専用	平日 1時間 <u>4,</u> 070円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>4,</u> 070円	
			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>5, 850</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>5,</u> 850円					日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>4, 880</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>4,</u> 880円	
	第1ス ポーツ コート	専用	平日 1時間 <u>60</u> 0円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>60</u> 0円			第1ス ポーツ コート	専用	平日 1時間 <u>50</u> 0円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>50</u> 0円	
			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>730</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>73</u> 0円					日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>610</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>61</u> 0円	
	第2ス ポーツ コート	専用	平日 午前9時から 正午まで 1時間 <u>2, 430</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>2,</u> 430円			第2ス ポーツ コート	専用	平日 午前9時から 正午まで 1時間 <u>2, 030</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>2,</u> 030円	
			平日 正午から午後 6時まで 1時間 <u>6, 100</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>6,</u> 100円					平日 正午から午後 6時まで 1時間 <u>5, 090</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>5,</u> 090円	

改正後				改正前					
			平日 午後 6 時から 午後 1 0 時まで 1 時間 <u>7, 3 3 0 円</u> (1 時間未満は 1 時 間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>7, 3 3 0 円</u>			平日 午後 6 時から 午後 1 0 時まで 1 時間 <u>6, 1 1 0 円</u> (1 時間未満は 1 時 間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>6, 1 1 0 円</u>	
			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 午前 9 時から午後 1 0 時まで 1 時間 <u>7, 3 3 0 円</u> (1 時 間未満は 1 時間とす る。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>7, 3 3 0 円</u>				日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 午前 9 時から午後 1 0 時まで 1 時間 <u>6, 1 1 0 円</u> (1 時 間未満は 1 時間とす る。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>6, 1 1 0 円</u>
		一般	1 人 1 時間 <u>6 0 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>6 0 0 円</u>			一般	1 人 1 時間 <u>5 0 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>5 0 0 円</u>
	会議室	専用	1 時間 <u>1, 2 1 0 円</u>	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>1, 2 1 0 円</u>	会議室	専用	1 時間 <u>1, 0 1 0 円</u>	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>1, 0 1 0 円</u>	
	駐車場	一般	(略)		駐車場	一般	(略)		
芦屋公園・南緑地	(略)			芦屋公園・南緑地	(略)				
備考 (略)				備考 (略)					
4 有料公園施設の附属設備を利用する場合				4 有料公園施設の附属設備を利用する場合					
施設の種類	設備の種類	金額	超過料金	施設の種類	設備の種類	金額	超過料金		
芦屋中央公	野球場照明	3 0 分 <u>2, 5 5 0</u>	3 0 分につき <u>2,</u>	芦屋中央公	野球場照明	3 0 分 <u>2, 1 3 0</u>	3 0 分につき <u>2,</u>		

改正後				改正前			
園		円 (3 0 分未満は 3 0 分とする。)	<u>5 5 0 円</u> (3 0 分未満は 3 0 分とする。)	園		円 (3 0 分未満は 3 0 分とする。)	<u>1 3 0 円</u> (3 0 分未満は 3 0 分とする。)
	放送器具	1 式 <u>6 0 0 円</u>			放送器具	1 式 <u>5 0 0 円</u>	
川西運動場	運動場照明	1 時間 <u>6 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき <u>6 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	川西運動場	運動場照明	1 時間 <u>5 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき <u>5 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)
朝日ヶ丘公園・海浜公園	(略)	(略)		朝日ヶ丘公園・海浜公園	(略)	(略)	
芦屋市総合公園	第 1 スポーツコート照明	1 時間 <u>5 4 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき <u>5 4 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	芦屋市総合公園	第 1 スポーツコート照明	1 時間 <u>4 5 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき <u>4 5 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)
	第 2 スポーツコート照明	1 時間 <u>1, 0 9 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき <u>1, 0 9 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)		第 2 スポーツコート照明	1 時間 <u>9 1 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき <u>9 1 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)
	放送器具	1 式 <u>6 0 0 円</u>			放送器具	1 式 <u>5 0 0 円</u>	
					展示用ボード	1 式 1 日 <u>1, 0 1 0 円</u> (1 日未満は 1 日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	(略)	(略)	芦屋公園	庭球場照明	(略)	(略)
5 都市公園を占有する場合・6 都市公園において行為をする場合 (略)				5 都市公園を占有する場合・6 都市公園において行為をする場合 (略)			

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 17 条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年芦屋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第 2（第 5 条関係）							別表第 2（第 5 条関係）						
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料							1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類	使用料（円）						自転車等の種類	使用料（円）					
	定期使用				一時使用			定期使用				一時使用	
	1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）
	地下 1 階	地下 2 階	地下 1 階	地下 2 階				地下 1 階	地下 2 階	地下 1 階	地下 2 階		
自転車	2, 4 3 0	1, 7 0 0	6, 7 2 0	4, 6 4 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	2, 0 3 0	1, 4 2 0	5, 6 0 0	3, 8 7 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自転車	3, 6 6 0	2, 5 5 0	1 0, 0 2	6, 9 6 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自転車	3, 0 5 0	2, 1 3 0	8, 3 5 0	5, 8 0 0	2 0 0	2, 0 0 0
			0										
2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料							2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類	使用料（円）						自転車等の種類	使用料（円）					
	定期使用				一時使用			定期使用				一時使用	
	1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	2, 4 3 0		6, 7 2 0		1 0 0	1, 0 0 0	自転車	2, 0 3 0		5, 6 0 0		1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自転車	3, 6 6 0		1 0, 0 2 0		2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自転車	3, 0 5 0		8, 3 5 0		2 0 0	2, 0 0 0
3 阪神打出駅前自転車駐車場及び阪急芦屋川駅北自転車駐車場の使用料							3 阪神打出駅前自転車駐車場及び阪急芦屋川駅北自転車駐車場の使用料						

改正後					改正前				
自転車等の 種類	使用料（円）				自転車等の 種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	1, 8 2 0	5, 1 2 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	1, 5 2 0	4, 2 7 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自 転車	3, 0 4 0	8, 7 9 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自 転車	2, 5 4 0	7, 3 3 0	2 0 0	2, 0 0 0
自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0	自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車 駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料					4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車 駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料				
自転車等の 種類	使用料（円）				自転車等の 種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	1, 8 2 0	5, 1 2 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	1, 5 2 0	4, 2 7 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自 転車	3, 0 4 0	8, 7 9 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自 転車	2, 5 4 0	7, 3 3 0	2 0 0	2, 0 0 0
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料					5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料				
自転車等の 種類	使用料（円）				自転車等の 種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	2, 4 3 0	6, 7 2 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	2, 0 3 0	5, 6 0 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自 転車	3, 6 6 0	1 0, 0 2 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自 転車	3, 0 5 0	8, 3 5 0	2 0 0	2, 0 0 0
自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0	自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0
6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料					6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料				
自転車等の	使用料（円）				自転車等の	使用料（円）			

改正後					改正前				
種類	定期使用		一時使用		種類	定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)		1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)
自転車	<u>2, 4 3 0</u>	<u>6, 7 2 0</u>	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	<u>2, 0 3 0</u>	<u>5, 6 0 0</u>	1 0 0	1, 0 0 0
7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料					7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料				
自転車等の 種類	使用料 (円)				自転車等の 種類	使用料 (円)			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)		1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)
自転車	<u>1, 8 2 0</u>	<u>5, 1 2 0</u>	—	—	自転車	<u>1, 5 2 0</u>	<u>4, 2 7 0</u>	—	—
8 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料・9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)					8 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料・9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)				
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(芦屋市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の芦屋市手数料条例別表 5 の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第 2 条の規定による改正前の芦屋市立打出教育文化センター条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立学校使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第 3 条の規定による改正前の芦屋市立学校使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第 4 条の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に

係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の際、第5条の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例の施行の際、第6条の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例の施行の際、第7条の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市民会館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 この条例の施行の際、第8条の規定による改正前の芦屋市民会館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の施行の際、第9条の規定による改正前の芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 この条例の施行の際、第10条の規定による改正前の芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この条例の施行の際、第11条の規定による改正前の芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 この条例の施行の際、第12条の規定による改正前の芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 第13条の規定による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

（芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 5 この条例の施行の際、第 1 4 条の規定による改正前の芦屋市福祉センターの管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 1 6 この条例の施行の際、第 1 5 条の規定による改正前の芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 1 7 この条例の施行の際、第 1 6 条の規定による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 1 8 この条例の施行の際、第 1 7 条の規定による改正前の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例要綱

1 改正の趣旨

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる手数料及び使用料の額を引き上げる。

ア 芦屋市手数料条例に規定する手数料関係（第1条関係）

名 称	改正案（円）	現 行（円）
道路幅員証明手数料	4 3 0	3 6 0

イ 打出教育文化センター使用料関係（第2条関係）

室名・使用区分		改正案（円）	現 行（円）
大会議室	午前9時～正午 （1時間につき）	1, 7 4 0	1, 4 5 0
	正午～午後6時 （1時間につき）	1, 5 2 0	1, 2 7 0
	午後6時～午後9時 （1時間につき）	1, 9 4 0	1, 6 2 0
小会議室	午前9時～正午 （1時間につき）	5 6 0	4 7 0
	正午～午後6時 （1時間につき）	5 1 0	4 3 0
	午後6時～午後9時 （1時間につき）	6 6 0	5 5 0
和室	午前9時～正午 （1時間につき）	8 8 0	7 4 0
	正午～午後6時 （1時間につき）	7 5 0	6 3 0
	午後6時～午後9時 （1時間につき）	9 7 0	8 1 0

調理スペース	午前9時～正午	3, 450	2, 880
	正午～午後2時30分	2, 880	2, 400
	午後2時30分～午後5時	2, 880	2, 400

ウ 学校使用料関係（第3条関係）

令和7年度中に小中学校における体育館の空調設備の設置が完了するため、講堂の使用料の統一をあわせて行う。

種 別	時間帯区分		改正案(円)	現 行(円)	
講堂	午前8時～午後5時		4, 320	精道小	3, 600
				宮川小 その他の学校	2, 400
	午後5時～午後9時30分		5, 760	精道小	4, 800
				宮川小 その他の学校	3, 600
	午前8時～午後9時30分		10, 080	精道小	8, 400
				宮川小 その他の学校	6, 000
遊戯室	午前8時～午後5時		2, 160	1, 800	
	午後5時～午後9時30分		2, 880	2, 400	
	午前8時～午後9時30分		5, 040	4, 200	
教室その他の室1教室につき	午前8時～午後5時		1, 720	1, 440	
	午後5時～午後9時30分		2, 590	2, 160	
	午前8時～午後9時30分		4, 310	3, 600	
校庭	午前8時～午後5時	午前	1, 440	1, 200	
		午後	1, 440	1, 200	
	午後5時～午後9時30分		2, 160	1, 800	
	午前8時～午後9時30分		3, 600	3, 000	

エ 公民館使用料関係（第4条関係）

(ア) 公民館施設使用料

室 名	改正案（円）	現 行（円）
-----	--------	--------

	午前9時 ～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午前9時 ～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分
1 1 3 室	1,560	2,010	2,230	1,420	1,830	2,030
1 1 4 室	3,240	3,800	4,130	2,950	3,460	3,760
1 1 5 室	780	890	1,110	710	810	1,010
1 1 6 多目的室	4,360	5,140	5,810	3,970	4,680	5,290
2 1 1 室	1,560	2,010	2,230	1,420	1,830	2,030
2 1 2 室	1,230	1,450	1,900	1,120	1,320	1,730
2 1 3 幼児室	1,900	2,120	2,570	1,730	1,930	2,340
2 1 4 料理室	4,580	5,360	6,160	4,170	4,880	5,600
2 1 5 美術室	3,460	4,020	4,580	3,150	3,660	4,170
2 1 6 工芸室	1,780	2,120	2,460	1,620	1,930	2,240
2 1 7 室	2,790	3,240	3,460	2,540	2,950	3,150
2 1 8 講義室	3,350	3,910	4,130	3,050	3,560	3,760
2 1 9 音楽室	9,620	11,410	12,990	8,750	10,380	11,810
2 1 9 音 楽室控室	550	670	780	500	610	710
2 2 0 和室	1,780	2,120	2,460	1,620	1,930	2,240
展示場	6,940	8,060	8,060	6,310	7,330	7,330

(イ) 附属設備等使用料

種別	品名	単位	改正案 (円)	現 行 (円)
映写装置	液晶プロジェク ター	1 台	3, 6 6 0	3, 0 5 0
	ビデオテープレ コーダー・DV Dプレーヤー	1 台	9 7 0	8 1 0
音響装置	マイクロホン	1 本	9 7 0	8 1 0
	ワイヤレスマイ クロホン	1 本	9 7 0	8 1 0

	テープレコーダー	1 台	9 7 0	8 1 0
音楽関係	ピアノ	1 台	2, 1 9 0	1, 8 3 0
	指揮台	1 台	7 3 0	6 1 0
	譜面台	1 組	7 3 0	6 1 0
美術・工芸関係	イーゼル	1 組	9 7 0	8 1 0
	モデル台	1 式	9 7 0	8 1 0
	陶芸窯	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
	スポットライト	1 台	7 3 0	6 1 0
その他	ロッカー	1 区分	1, 0 9 0	9 1 0
	スチール棚	1 区分	1, 4 6 0	1, 2 2 0
	パーソナルコンピュータ	1 台	3 6 0	3 0 0

オ 体育館・青少年センター使用料関係（第 5 条関係）

(ア) 専用使用

種別	改正案（円）				現 行（円）			
	午前	午後		夜間	午前	午後		夜間
	午前 9 時～午前 11 時 50 分	正午～午後 2 時 50 分	午後 3 時～午後 5 時 50 分	午後 6 時～午後 8 時 50 分	午前 9 時～午前 11 時 50 分	正午～午後 2 時 50 分	午後 3 時～午後 5 時 50 分	午後 6 時～午後 8 時 50 分
競技場	14,680	14,680	14,680	29,370	12,240	12,240	12,240	24,480
剣道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
柔道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
弓道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
	3,740	3,740	3,740	8,780	3,120	3,120	3,120	7,320
控え室	2,010	2,010	2,010	3,160	1,680	1,680	1,680	2,640

多目的室 (1)	860	860	860	1,580	720	720	720	1,320
多目的室 (2)	1,720	1,720	1,720	2,590	1,440	1,440	1,440	2,160
多目的室 (3)	2,880	2,880	2,880	4,890	2,400	2,400	2,400	4,080
大会議室	2,880	2,880	2,880	4,890	2,400	2,400	2,400	4,080
第1会議 室	1,000	1,000	1,000	1,870	840	840	840	1,560
第2会議 室	860	860	860	1,580	720	720	720	1,320
第1研修 室	1,870	1,870	1,870	2,880	1,560	1,560	1,560	2,400
第2研修 室	1,870	1,870	1,870	2,880	1,560	1,560	1,560	2,400
音楽室	2,590	2,590	2,590	3,600	2,160	2,160	2,160	3,000
多目的 研修室	1,150	1,150	1,150	2,160	960	960	960	1,800

(イ) 一般使用

室名・区分		改正案 (円)	現 行 (円)
トレーニング室	1 回	4 3 0	3 6 0
	回数券 (1 1 枚綴り)	4, 3 2 0	3, 6 0 0

(ウ) 附属設備等使用料金

品 名	単位	改正案 (円)	現 行 (円)
アリーナ放送設備	1 式	1, 2 1 0	1, 0 1 0
アリーナ空調設備	1 式	8 5 0	7 1 0
調理台	1 台	6 0 0	5 0 0
物品ロッカー (大)	1 台	2, 4 3 0	2, 0 3 0
物品ロッカー (小)	1 台	1, 2 1 0	1, 0 1 0

カ 谷崎潤一郎記念館関係 (第6条関係)

室名・区分		改正案 (円)	現 行 (円)
講義室	午前9時～正午	1, 7 0 0	1, 4 2 0

	午後１時～午後５時	2, 190	1, 830
--	-----------	--------	--------

キ 美術博物館関係（第７条関係）

室名・区分		改正案（円）	現 行（円）
講義室	午前１０時～正午	3, 420	2, 850
	午後１時～午後４時３０分	5, 240	4, 370
	午前１０時～午後４時３０分	8, 660	7, 230
体験学習室	午前１０時～正午	5, 000	4, 170
	午後１時～午後４時３０分	8, 180	6, 820
	午前１０時～午後４時３０分	13, 180	11, 000

ク 市民会館関係（第８条関係）

(ア) 市民会館施設使用料

室 名		改正案（円）			現 行（円）		
		午前９時 ～正午	午後１時 ～ 午後５時	午後６時 ～午後９ 時３０分	午前９時 ～正午	午後１時 ～ 午後５時	午後６時 ～午後９ 時３０分
大ホール	平日	43,990	55,720	66,000	36,660	46,440	55,000
	土日 休	49,860	61,590	70,390	41,550	51,330	58,660
小ホール	平日	10,990	12,450	13,930	9,160	10,380	11,610
	土日 休	11,720	13,930	16,120	9,770	11,610	13,440
大楽屋		2,800	3,420	3,660	2,340	2,850	3,050
中楽屋		2,190	2,430	2,680	1,830	2,030	2,240
下手楽屋		1,340	1,580	1,700	1,120	1,320	1,420
小楽屋		1,210	1,340	1,460	1,010	1,120	1,220
上手楽屋		1,340	1,580	1,700	1,120	1,320	1,420
１０１室		1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030
１０２室		1,460	1,580	1,820	1,220	1,320	1,520
２０１室		1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030
２０２室		1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030

2 0 3 室	4,390	5,120	5,610	3,660	4,270	4,680
2 0 4 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
2 0 5 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
2 0 6 室	1,210	1,340	1,460	1,010	1,120	1,220
2 0 7 室	850	970	1,210	710	810	1,010
2 0 8 室	970	1,090	1,210	810	910	1,010
3 0 1 室	6,720	7,940	8,790	5,600	6,620	7,330
3 0 2 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
3 0 3 A 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
3 0 3 B 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
3 0 4 室	1,210	1,340	1,460	1,010	1,120	1,220
4 0 1 室	8,540	10,020	11,480	7,120	8,350	9,570
4 0 3 室	1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030
多目的ホール	7,570	8,790	8,790	6,310	7,330	7,330

(イ) 附属設備等使用料

場所	種別	品名	単位	改正案 (円)	現 行 (円)
大ホール	舞台装置	せりピット	1 式	5, 1 2 0	4, 2 7 0
		反響板	1 式	7, 3 3 0	6, 1 1 0
		所作台	1 式	9, 5 2 0	7, 9 4 0
		平台	1 式	5, 1 2 0	4, 2 7 0
		屏風	1 双	3, 6 6 0	3, 0 5 0
		ひ毛せん	1 式	2, 9 2 0	2, 4 4 0
		指揮台	1 台	9 7 0	8 1 0
		演台	1 台	7 3 0	6 1 0
	楽器	スタインウェイD型ピアノ	1 台	1 9, 0 5 0	1 5, 8 8 0
		ヤマハCFピアノ	1 台	9, 5 2 0	7, 9 4 0
	音響装置	音響装置	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
		エレベーターマイククロホン	1 本	2, 1 9 0	1, 8 3 0

		マイクロホン	1本	2, 190	1, 830
		ワイヤレスマイクロホン	1本	2, 920	2, 440
		カセットテープレコーダー	1台	2, 190	1, 830
		CDデッキ	1台	2, 190	1, 830
		ステージスピーカー	1式	2, 190	1, 830
		モニタースピーカー	1台	970	810
	照明装置	シーリングライト	1式	2, 190	1, 830
		ボーダーライト	1列	2, 190	1, 830
		サスペンションライト	1列	2, 190	1, 830
		ホリズントライト	1列	2, 190	1, 830
		サイドフロントライト	1式	2, 190	1, 830
		トーマンタルライト	1式	2, 190	1, 830
		バックギャラリート	1式	3, 660	3, 050
		センターピンスポットライト	1台	2, 190	1, 830
		ハロゲンピンスポットライト	1台	2, 190	1, 830
		エフェクトマシン	1台	2, 190	1, 830
		スポットライト 1KW 以下	1台	970	810
		スポットライト 1.5KW 以下	1台	1, 210	1, 010
		ソースフォー	1台	1, 210	1, 010
		ミラーボール	1台	2, 190	1, 830
		スモークマシン	1台	5, 120	4, 270
	映写装置	3.5m/m 映写機	1式	11, 720	9, 770
		1.6m/m 映写機	1式	7, 330	6, 110
		液晶プロジェクター	1式	3, 660	3, 050

		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	970	810
	その他	浴室	1室	2,190	1,830
小ホール	舞台装置	平台	1式	2,920	2,440
		演台	1台	730	610
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	5,850	4,880
	照明装置	スポットライト	1式	2,190	1,830
		増設ライト	1台	970	810
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,660	3,050
	音響装置	マイクロホン	1本	1,460	1,220
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,460	1,220
		テープレコーダー	1台	1,460	1,220
		音響装置	1式	2,190	1,830
本館	茶道具	茶用道具	1式	2,190	1,830
		御園棚	1式	3,660	3,050
		毛せん	1式	970	810
	映写装置	液晶プロジェクター	1式	3,660	3,050
		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	970	810
	音響装置	マイクロホン	1本	970	810
		ワイヤレスマイクロホン	1本	970	810
		テープレコーダー	1台	970	810
	その他	金屏風	1双	2,920	2,440
		展示パネル	1式	2,920	2,440
		所作台	1式	5,850	4,880
		パーソナルコンピュータ	1台	360	300

ケ 地区集会所関係（第9条関係）

集会所 室名		改正案（円）				現 行（円）			
		午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後9時 30分	午後11 時～翌 日午前 8時	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後9時 30分	午後11 時～翌 日午前 8時
打出 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	1,340	1,670	2,010	4,020	1,220	1,520	1,830	3,660
	D	890	1,110	1,230	—	810	1,010	1,120	—
翠ヶ 丘 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	1,230	1,340	1,560	3,130	1,120	1,220	1,420	2,850
	C	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	D	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
竹園 洋室	A	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	1,340	1,670	2,010	4,020	1,220	1,520	1,830	3,660
	D	1,560	1,900	2,230	4,470	1,420	1,730	2,030	4,070
前田 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	D	890	1,110	1,230	2,460	810	1,010	1,120	2,240
朝日 ヶ丘 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	780	890	1,110	2,230	710	810	1,010	2,030
	D	670	780	890	1,780	610	710	810	1,620
同 和室	A	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
春日 洋室	A	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	B	2,460	2,790	3,240	—	2,240	2,540	2,950	—
	C	670	780	890	—	610	710	810	—

	D	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	E	1, 340	1, 670	2, 010	4, 020	1, 220	1, 520	1, 830	3, 660
潮見 洋室	A	890	1, 110	1, 230	—	810	1, 010	1, 120	—
	B	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	C	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	D	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	E	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	F	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
浜風 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	B	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	C	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	D	670	780	890	—	610	710	810	—
	E	670	780	890	—	610	710	810	—
奥池 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	6, 270	2, 030	2, 440	2, 850	5, 700
	B	780	890	1, 110	2, 230	710	810	1, 010	2, 030
西藏 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	B	890	1, 110	1, 230	—	810	1, 010	1, 120	—
	C	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	D	670	780	890	—	610	710	810	—
大原 洋室	A	890	1, 110	1, 230	—	810	1, 010	1, 120	—
	B	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	C	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	D	670	780	890	—	610	710	810	—
	E	1, 900	2, 120	2, 460	4, 920	1, 730	1, 930	2, 240	4, 480
茶屋 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	B	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	C	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	D	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
三条	A	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	B	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—

洋室	C	1,560	1,900	2,230	4,470	1,420	1,730	2,030	4,070
	D	1,560	1,900	2,230	—	1,420	1,730	2,030	—

コ あしや市民活動センター関係（第10条関係）

室 名	改正案(円)			現 行(円)		
	午前9時 30分～ 正午	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午前9時 30分～ 正午	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時
会議室A	720	570	570	600	480	480
会議室B	720	570	570	600	480	480
会議室C	1,870	1,580	1,580	1,560	1,320	1,320
会議室D	1,720	1,440	1,440	1,440	1,200	1,200
オープンスペース 2	1,290	1,150	1,150	1,080	960	960

サ 潮芦屋交流センター関係（第11条関係）

(ア) 国際交流センター使用料

室 名	改正案 (円)				現 行 (円)			
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後3時	午後3 時～午 後5時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後3時	午後3 時～午 後5時	午後6時 ～午後9 時30分
201 室	2,680	1,560	1,560	3,460	2,440	1,420	1,420	3,150
202 室	2,680	1,560	1,560	3,460	2,440	1,420	1,420	3,150
203 室	2,680	1,560	1,560	3,460	2,440	1,420	1,420	3,150
204 室	2,460	1,450	1,450	3,240	2,240	1,320	1,320	2,950
205 室	1,450	890	890	1,900	1,320	810	810	1,730
206 調 理室・ 試食室	4,580	2,680	2,680	6,600	4,170	2,440	2,440	6,000

(イ) 潮芦屋集会所使用料

室名	改正案(円)			現 行(円)		
	午前9時 ～	午後1時 ～	午後6時～ 午後9時	午前9時 ～	午後1時 ～	午後6時～ 午後9時

	正午	午後 5 時	30 分	正午	午後 5 時	30 分
101 室	1, 9 0 0	2, 1 2 0	2, 4 6 0	1, 7 3 0	1, 9 3 0	2, 2 4 0
102 室	1, 3 4 0	1, 6 7 0	2, 0 1 0	1, 2 2 0	1, 5 2 0	1, 8 3 0
103 室	7 8 0	8 9 0	1, 1 1 0	7 1 0	8 1 0	1, 0 1 0
104 和室	1, 1 1 0	1, 2 3 0	1, 3 4 0	1, 0 1 0	1, 1 2 0	1, 2 2 0

(ウ) 屋外交流広場使用料

区分	改正案(円)	現 行(円)
屋外交流広場（テニスコートA～C、各時間帯区分・2時間）	1, 7 2 0	1, 4 4 0

(エ) 附属設備等使用料

品名・単位	改正案(円)	現 行(円)
液晶プロジェクター 1 式	2, 4 3 0	2, 0 3 0
ブルーレイディスクプレーヤー 1 台	1, 2 1 0	1, 0 1 0
多目的室音響装置 1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
2 0 4 室・2 0 5 室音響装置 1 式	1, 2 1 0	1, 0 1 0
多目的室ワイヤレスマイクロホン 1 本	9 7 0	8 1 0
C D デッキ 1 台	9 7 0	8 1 0
屋外交流広場照明設備（1 時間につき）	3 0 0	2 5 0

シ 男女共同参画センター関係（第 1 2 条関係）

室名	区分	改正案（円）	現 行（円）
小会議室	午前 9 時 3 0 分～正午	6 0 0	5 0 0
	午後 1 時～午後 3 時	4 8 0	4 0 0
	午後 3 時～午後 5 時	4 8 0	4 0 0
大会議室 1	午前 9 時 3 0 分～正午	1, 9 4 0	1, 6 2 0
	午後 1 時～午後 3 時	1, 5 8 0	1, 3 2 0
	午後 3 時～午後 5 時	1, 5 8 0	1, 3 2 0
大会議室 2	午前 9 時 3 0 分～正午	1, 5 8 0	1, 3 2 0

	午後１時～午後３時	１，３４０	１，１２０
	午後３時～午後５時	１，３４０	１，１２０

ス 市立幼稚園預かり保育料関係（第１３条関係）

名 称	改正案（円）	現 行（円）
市立幼稚園の預かり保育料 （春季、夏季及び冬季の休業日）	１，０８０	９００
市立幼稚園の預かり保育料 （上記以外の日）	５００	４５０

セ 福祉センター関係（第１４条関係）

室名	区分	改正案（円）	現行（円）
多目的ホール	午前９時～正午	７，３３０	７，１２０
	午後１時～午後５時	９，８６０	９，５７０
	午後６時～ 午後９時３０分	８，６００	８，３５０
運動室	午前９時～正午	５，１５０	４，６８０
	午後１時～午後５時	６，８３０	６，２１０
	午後６時～ 午後９時３０分	５，９３０	５，３９０

ソ 老人福祉会館関係（第１５条関係）

(ア) 老人福祉会館施設使用料

室 名	改正案（円）	現行（円）
１１１大広間	１４，４１０	１２，０１０
１１２和室	２，６８０	２，２４０
舞台	１，９４０	１，６２０

(イ) 附属設備等使用料

種 別	品 名	改正案（円）	現 行（円）
照明器具	スポットライト	９７０	８１０
音響装置	マイクロホン	９７０	８１０

	ワイヤレスマイクロホン	970	810
	テープレコーダー	970	810
その他	金屏風	2,920	2,440

タ 都市公園関係（第16条関係）

(ア) 有料公園施設の利用

施設・区分			改正案（円）	現 行（円）
川西運動場	運動場 専用	1時間	860	720
朝日ヶ丘公園	水泳プール 一般	大人1回券	570	480
		子供1回券	280	240
	水泳プール 専用	2時間	86,400	72,000
		追加1時間ごと	43,200	36,000
海浜公園	水泳プール 一般	大人1回券	480	400
		子供1回券	240	200
	水泳プール 専用	2時間	73,330	61,110
		追加1時間ごと	36,660	30,550
	温水プール	大人1回券	970	810
		子供1回券	480	400
		大人回数券	9,760	8,140
		子供回数券	4,880	4,070
		大人1月使用券	7,810	6,510
		子供1月使用券	3,900	3,250
東浜公園 西浜公園	庭球場	1時間	730	610
芦屋中央公園	野球場、芝生 広場 専用	1時間	2,190	1,830
芦屋市総合 公園	陸上競技場 一般	大人1回券	570	480
		学生1回券	280	240
	陸上競技場 専用	平日1時間	4,880	4,070
		土日休日1時間	5,850	4,880
	第1スポーツ	平日1時間	600	500

	コート専用	土日休日 1 時間	7 3 0	6 1 0
	第 2 スポーツコート専用	平日午前 9 時から正午までの 1 時間	2, 4 3 0	2, 0 3 0
		平日正午から午後 6 時までの 1 時間	6, 1 0 0	5, 0 9 0
		平日午後 6 時から午後 1 0 時までの 1 時間	7, 3 3 0	6, 1 1 0
		土日休日午前 9 時から午後 1 0 時までの 1 時間	7, 3 3 0	6, 1 1 0
	第 2 スポーツコート一般	1 人 1 時間	6 0 0	5 0 0
	会議室専用	1 時間	1, 2 1 0	1, 0 1 0

(イ) 附属設備の利用

施設・設備		改正案 (円)	現 行 (円)
芦屋中央公園	野球場照明 3 0 分	2, 5 5 0	2, 1 3 0
	放送器具 一式	6 0 0	5 0 0
川西運動場	運動場照明 1 時間	6 0	5 0
芦屋市総合公園	第 1 スポーツコート照明 1 時間	5 4 0	4 5 0
	第 2 スポーツコート照明 1 時間	1, 0 9 0	9 1 0
	放送器具	6 0 0	5 0 0

チ 自転車駐車場関係 (第 1 7 条関係)

駐車場・種類			改正案(円)		現 行(円)	
			定期使用		定期使用	
			1 月	3 月	1 月	3 月
J R 芦屋 駅北自転車 駐車場	自転車	地下 1 階	2, 430	6, 720	2, 030	5, 600
		地下 2 階	1, 700	4, 640	1, 420	3, 870
	原動機付	地下	3, 660	10, 020	3, 050	8, 350

	自転車	1 階				
		地下 2 階	2, 550	6, 960	2, 130	5, 800
阪神芦屋駅南自転車 駐車場、阪神芦屋駅 西自転車駐車場、阪 急芦屋川駅南月若自 転車駐車場（自転車 のみ）		自転車	2, 430	6, 720	2, 030	5, 600
		原動 機付 自転車	3, 660	10, 020	3, 050	8, 350
阪神打出駅前自転車 駐車場、阪神打出駅 南自転車駐車場、阪 急芦屋川駅北自転車 駐車場、阪急芦屋川 駅南松ノ内自転車駐 車場、J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9、J R 芦屋駅北船戸自転 車駐車場（自転車の み）		自転車	1, 820	5, 120	1, 520	4, 270
		原動 機付 自転車	3, 040	8, 790	2, 540	7, 330

- (2) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる使用料の額を引き下げる。（第 14 条関係）

施設・室名	区分	改正案（円）	現 行（円）
福祉センター 会議室 1	午前 9 時～正午	3, 2 6 0	3, 3 6 0
	午後 1 時～午後 5 時	4, 3 5 0	4, 4 8 0
	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	3, 8 5 0	3, 9 7 0
福祉センター 会議室 2	午前 9 時～正午	2, 2 7 0	2, 3 4 0
	午後 1 時～午後 5 時	2, 9 6 0	3, 0 5 0
	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	2, 5 6 0	2, 6 4 0

- (3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和 8 年 7 月 1 日
(2) 経過措置

ア 2(1)アによる改正後の規定は、令和8年7月1日以降の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

イ 2(1)スによる改正後の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

ウ その他の施設等使用料について、この条例の施行の際、改正前のそれぞれの規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

使用料・手数料の見直しの全体像

		使用料	手数料	合計
見直しを予定しているもの		47	1	48
小 計		47	1	48
据え置くもの	① 端数調整により見直しが生じなかったもの	0	8	8
	② 周辺自治体との均衡を図っているもの	1	29	30
	③ その他の理由に基づくもの	20	6	26
	小 計	21	43	64
対象範囲外のもの	④ 国や県の法令等又は周辺自治体との協定等により料金の基準が定められているもの	6	16	22
	⑤ 本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの	5	2	7
	小 計	11	18	29
合 計		79	62	141

※ 本表の件数は、同種の使用料等を１つのカテゴリーにまとめてカウントしており、個別の使用料等の数とは一致しません。
 （例：市民会館は「201室～208室・大ホール」、「朝・昼・夜」、「平日・土日休」など複数の区分があるが１つでカウント）

使用料等見直しによる財政影響額の試算

		財政影響額（年額）		
		右記以外の使用料及び手数料 （市が歳入するもの）	利用料金制の指定管理施設に係る使用料 （市が歳入しないもの）	合計
使用料	引上げ	打出教育文化センター、公民館、 ルナ・ホール、市民会館、 男女共同参画センター、福祉セ ンター（多目的ホール・運動室）、 目的外使用料（老人福祉会館、小 学校、中学校、幼稚園）、市立幼 稚園預かり保育利用料 9,225 千円	総合公園、美術博物館、谷崎潤一郎 記念館、体育館・青少年センター、 自転車駐車場、潮芦屋交流センタ ー、西浜・東浜テニスコート、朝日 ヶ丘公園プール、海浜公園プール、 中央公園野球場、川西運動場、地区 集会所、市民活動センター 42,149 千円	51,374 千円
	引下げ	福祉センター（会議室） ▲18 千円		▲18 千円
手数料	引上げ	道路幅員証明手数料 1 千円		1 千円
	引下げ			
合計		9,208 千円	42,149 千円	51,357 千円

※ 本表の試算額は、令和6年度の決算額を基に、各施設の改定率を踏まえて試算したものです。

見直しに係る基本事項①

・ 見直しに向けた取組

「使用料・手数料」は、特定の行政サービスの利用者（受益者）が、その受益の範囲内でサービスの対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から、利用者とは非利用者との間に不均衡が生じることがないように、定期的な見直しを行い、公平性の確保を図る必要があります。

・ 算定方法

使用料・手数料は「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、下記算式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{施設の性質別負担割合}$$

$$\text{手数料} = \text{手数料原価}$$

・ 改定率（改定料金と現行料金の比率）の上下限設定

使用料等の算定により、改定後の料金が現行料金を大幅に上回る（又は下回る）ことがないように激変緩和措置を設定し、原則として改定後の料金は現行料金の0.8倍～1.2倍を上下限とします。なお、改定率については、施設の中で最も一般的な区分により算出した改定率を、同施設の他の区分に適用することができるものとしませんが、施設によっては区分ごとに異なる改定率を適用する場合があります。

見直しに係る基本事項②

・施設の性質別負担割合

「市民生活における必需性」と「市場性（民間施設の代替性）」の2つの基準で施設の性質を分類し、受益者負担割合を判断します。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 受益者負担割合 50%程度 ・ 保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ ・ 市営住宅等	H 受益者負担割合 75%程度 ・ あしや温泉	I 受益者負担割合 100%程度 ・ 体育館（トレーニングルーム）、屋外体育施設（テニスコート・プール） ・ 自動車駐車場、自転車駐車場 ・ 霊園
	D 受益者負担割合 25%程度 ・ 火葬場 ・ 三条デイサービス	E 受益者負担割合 50%程度 ・ 貸室（会議室等）	F 受益者負担割合 75%程度
	A 受益者負担割合 0%程度 ・ 道路、公園 ・ 市役所、消防署 ・ 小・中学校、図書館、公民館図書館 ・ 保健センター、老人福祉会館 ・ 消費生活センター ・ 上宮川文化センター（隣保館・児童館）	B 受益者負担割合 25%程度	C 受益者負担割合 50%程度 ・ ルナ・ホール ・ 体育館（トレーニングルーム除く）、屋外体育施設（テニスコート・プール除く） ・ 美術博物館、谷崎潤一郎記念館
	高 ← 必需性 → 低		

見直しに係る基本事項③

- ・ 集会所・自転車駐車場の原価について

集会所及び自転車駐車場については、それぞれ複数の施設が市内に設置されているが、占有面積の大きさや設備等が同等のものは、同水準となるよう料金を設定しているため、料金の見直しに当たっては、市内の全施設を一つの施設とみなして原価を算出し、判定する。

- ・ 新料金の適用時期

新料金は、令和８年７月１日から適用する。

ただし、令和８年６月３０日までに利用者による手続きが完了し、使用許可を得ている使用料については、旧料金とする。

（回数券や定期券についても、令和８年６月３０日までに購入している場合は、旧料金とする。）

- ・ 指定管理者が管理する公共施設の利用料金

指定管理者が管理する公共施設の利用料金については、直営の公共施設と同様の考え方に基づき見直しを検討する。

見直しが必要と判断された場合は、条例に定める利用料金の上限額の改正を行う。なお、料金改定による影響額の取り扱いについては、利用料金見直しの状況等を踏まえ、所管課と指定管理者が別途協議するものとする。

見直しを行うもの（使用料①）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市										指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I- J-(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	改定率	所管課
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収入 (千円) L	施設 区分 N						受益者 負担割合 率 N						
1	第2条	芦屋市立打出教育文化センター条例	打出教育文化センター使用料	2,639	3,003	91	3,134	0	5,139	—	523	0	0	0	0	14,529	22.2%	小会議室 (午前9時～正午 (1時間につき))	4,390	年間原価総額14,529千円 ÷貸付対象総面積262.16㎡ ÷(年間稼働時間2,844h×想定稼働率22.2%) ×料金区分対象面積50㎡ ×利用時間1時間	E	0.5	2,195	470	560	1.2倍	打出教育文化センター	
2	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 講堂(現行の講堂A) 【エアコン設置済】	4,073	2,390	128	744	0	4,375	—	0	0	0	0	0	11,710	100.0%	講堂A (午前8時～午後5時)	23,986	年間原価総額11,710千円 ÷貸付対象総面積919㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積919㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	11,993	3,600	4,320	1.2倍	管理課	
3	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 (現行の講堂B) 【エアコン未設置】	2,092	1,666	268	459	0	4,861	—	0	0	0	0	0	9,346	100.0%	講堂B (午前8時～午後5時)	18,954	年間原価総額9,346千円 ÷貸付対象総面積1,170㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積1,170㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	9,477	2,400	—	—	管理課	
4	第3条	芦屋市立学校使用条例	幼稚園使用料 【遊戯室】	2,242	1,039	399	213	0	1,518	—	0	0	0	0	0	5,411	100.0%	遊戯室 (午前8時～午後5時)	11,939	年間原価総額5,411千円 ÷貸付対象総面積198㎡ ÷(年間稼働時間4,050h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積198㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	5,970	1,800	2,160	1.2倍	管理課	
5	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 【教室】	4,248	6,300	336	5,086	0	11,535	—	0	0	0	0	0	27,505	100.0%	教室 (午前8時～午後5時)	10,980	年間原価総額27,505千円 ÷貸付対象総面積2,423㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積488㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	5,490	1,440	1,720	1.2倍	管理課	
6	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 【校庭】	4,063	0	0	2,425	0	0	—	0	0	0	0	0	6,488	100.0%	校庭 (午前8時～午後5時)	16,380	年間原価総額6,488千円 ÷貸付対象総面積9,100㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積9,100㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	8,190	2,400	2,880	1.2倍	管理課	
7	第4条	芦屋市立公民館設置条例	公民館使用料	7,478	8,291	2,168	31,466	0	9,815	—	0	5,722	0	0	0	53,496	27.4%	1 1 3 室 (午後1時～午後5時)	6,874	年間原価総額53,496千円 ÷貸付対象総面積956.9㎡ ÷(年間稼働時間3,800h×想定稼働率27.4%) ×料金区分対象面積32㎡ ×利用時間4時間	E	0.5	3,437	1,830	2,010	1.1倍 (附属設備等は1.2倍)	公民館	
8	第5条	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料	9,548	0	0	0	37,760	10,971	—	0	0	84,386	37,760	30,357	74,548	77.5%	競技場	30,576	年間原価総額74,548千円 ÷貸付対象総面積2,591.9㎡ ÷(年間稼働時間4,056h×想定稼働率77.5%) ×料金区分対象面積1,120㎡ ×利用時間3時間	C	0.5	15,288	12,240	14,680	1.2倍	スポーツ推進課	
9	第5条	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料	748	0	0	0	2,958	23,263	4,104	0	0	10,466	2,958	0	38,581		トレーニング室	1,418	年間原価総額38,581千円 ÷年間利用者数27,212人	I	1.0	1,418	360	430	1.2倍	スポーツ推進課	
10	第6条	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例	谷崎潤一郎記念館使用料	5,558	0	99	20	19,680	6,618	—	0	87	27,026	19,680	5,470	33,764	63.2%	谷崎潤一郎記念館 講義室 (午前9時～正午)	6,279	年間原価総額33,764千円 ÷貸付対象総面積591㎡ ÷(年間稼働時間1,512h×想定稼働率63.2%) ×料金区分対象面積35㎡ ×利用時間3時間	E	0.5	3,140	1,420	1,700	1.2倍	国際文化推進課	

見直しを行うもの（使用料②）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

整備 条例 の条	条例	名称	市									指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I+ J~(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	施設の性質別 負担割合 施設 区分 N	受益者 負担割合 N	使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直し 後料金 (円)	改定率	所管課
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)											
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L											
11	第7条	芦屋市立美術博物館条例 美術博物館 使用料	5,558	0	884	208	78,720	37,165	—	0	320	84,933	78,720	4,397	124,031	17.2%	美術博物館 講義室 (午前10時～ 正午)	40,919	E	0.5	20,460	2,850	3,420	1.2倍	国際文化推進課
12	第8条	芦屋市市民会館条例 ルナ・ホール 使用料	8,140	13,265	6,650	53,767	0	11,642	—	0	8,382	0	0	0	85,082	31.4%	大ホール (土日休) (午後1時～ 午後5時)	200,680	C	0.5	100,340	51,330	61,590	1.2倍	市民センター
13	第8条	芦屋市市民会館条例 市民会館 使用料	4,602	9,949	2,601	50,353	0	11,307	—	97	2,238	0	0	0	76,671	50.6%	301室 (午後1時～ 午後5時)	20,412	E	0.5	10,206	6,620	7,940	1.2倍	市民センター
14	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	4,086	0	1,708	0	47,158	19,487	—	0	0	69,215	47,158	8	94,488	37.8%	全体 集会所 (洋室) (午前9時～ 正午)	2,553	E	0.5	1,277	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
15	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	312	0	0	0	3,410	762	—	0	0	5,016	3,410	1	6,089	32.7%	打出集会所 洋室(B) (午前9時～ 正午)	2,082	E	0.5	1,041	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
16	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	312	0	0	0	3,495	306	—	0	0	4,840	3,495	1	5,457	33.4%	翠ヶ丘集会所 洋室(C) (午前9時～ 正午)	1,750	E	0.5	875	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
17	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	312	0	447	0	3,012	1,705	—	0	0	4,695	3,012	0	7,159	35.1%	竹園集会所 洋室(A) (午前9時～ 正午)	2,662	E	0.5	1,331	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
18	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	312	0	0	0	2,997	1,857	—	0	0	5,907	2,997	0	8,076	39.9%	前田集会所 洋室(B) (午前9時～ 正午)	2,343	E	0.5	1,172	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
19	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	312	0	0	0	3,764	522	—	0	0	4,729	3,764	1	5,562	19.9%	朝日ヶ丘集会所 洋室(B) (午前9時～ 正午)	3,314	E	0.5	1,657	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
20	第9条	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理 に関する条例	312	0	0	0	2,828	481	—	0	0	5,173	2,828	0	5,966	41.7%	春日集会所 洋室(A) (午前9時～ 正午)	1,518	E	0.5	759	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課

見直しを行うもの（使用料③）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市										指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)-I+ J-(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	改定率	所管課
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収入 (千円) L	施設 区分						受益者 負担割 合率 N						
21	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	4,414	1,007	—	0	0	6,068	4,414	1	7,386	43.4%	潮見集会所 洋室(A) (午前9時～正午)	1,677	E	0.5	839	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
22	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	3,298	2,085	—	0	0	5,664	3,298	1	8,060	34.4%	浜風集会所 洋室(C) (午前9時～正午)	3,353	E	0.5	1,677	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
23	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	2,387	366	—	0	0	3,547	2,387	0	4,225	28.3%	奥池集会所 洋室(B) (午前9時～正午)	2,627	E	0.5	1,314	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
24	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	385	0	3,113	3,173	—	0	0	4,778	3,113	1	8,647	30.9%	西蔵集会所 洋室(B) (午前9時～正午)	4,501	E	0.5	2,251	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
25	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	440	0	8,091	1,364	—	0	0	8,121	8,091	1	10,236	60.8%	大原集会所 洋室(A) (午前9時～正午)	2,105	E	0.5	1,053	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
26	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	436	0	3,043	3,904	—	0	0	5,327	3,043	0	9,979	48.3%	茶屋集会所 洋室(B) (午前9時～正午)	2,480	E	0.5	1,240	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
27	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	3,306	1,949	—	0	0	5,352	3,306	1	7,612	37.9%	三条集会所 洋室(A) (午前9時～正午)	2,147	E	0.5	1,074	710	780	1.1倍	市民参画 協働推進課		
28	第10条	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例	あしや市民活動センター使用料	1,841	0	0	693	8,235	553	—	0	0	9,969	8,235	0	13,056	58.7%	あしや市民活動センター 会議室A (午前9時30分～正午)	1,594	E	0.5	797	600	720	1.2倍	市民参画・ 協働推進課		
29	第11条	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	潮芦屋交流センター使用料	1,497	0	0	739	7,504	5,376	—	0	111	21,016	7,504	3,827	24,690	44.2%	101室 (午前9時～正午)	4,087	E	0.5	2,044	1,730	1,900	1.1倍 (附属設備等は1.2倍)	国際文化推進課		
30	第11条	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	潮芦屋交流センター使用料	748	0	3,355	0	1,876	5,376	1,090	0	0	2,046	1,876	0	12,615	83.0%	テニス コートA (2時間利用)	2,622	I	1.0	2,622	1,440	1,720	1.2倍	国際文化推進課		

見直しを行うもの（使用料④）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市								指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)-I- J-(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	施設 区分	施設の性質別 負担割合 N	使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	改定率	所管課		
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K												【控除】 その他 収 入 (千円) L	
31	第12条	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	男女共同参画センター使用料	1,843	4,189	476	1,549	0	28,577	—	0	1,701	0	0	0	34,933	47.8%	小会議室 (午前9時30分～正午)	1,295	E	0.5	648	500	600	1.2倍	人権・男女共生課	
32	第13条	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	預かり保育料	36,478	7,098	1,951	2,405	0	28,909	—	0	4,786	0	0	0	72,055	/	通常保育日	6,946	G	0.5	3,473	450	500	1.0倍～1.2倍	管理課	
33	第14条	芦屋市福祉センターの管理に関する条例	福祉センター使用料	7,697	2,999	350	20,312	0	1,788	—	0	0	0	0	0	33,146		36.0%	会議室1 (午前9時～正午)	6,524	E	0.5	3,262	3,360	3,260	0.8倍～1.0倍	地域福祉課
34	第14条	芦屋市福祉センターの管理に関する条例	福祉センター使用料	7,697	2,999	350	20,312	0	1,788	—	0	0	0	0	0	33,146		36.0%	多目的ホール (午前9時～正午)	17,606	E	0.5	8,803	7,120	7,330	1.0倍～1.2倍	地域福祉課
35	第15条	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例	老人福祉会館使用料	0	0	0	6,050	0	1,964	—	4	0	0	0	0	8,018	25.0%	112和室 (午後6時～午後9時30分)	6,579	E	0.5	3,290	2,240	2,680	1.2倍	高齢介護課	
36	第16条	芦屋市都市公園条例	朝日ヶ丘公園プール使用料	748	0	0	0	0	5,306	3,606	0	0	14,964	0	2,374	22,250	/	屋外プール	1,020	I	1.0	1,020	480	570	1.2倍	スポーツ推進課	
37	第16条	芦屋市都市公園条例	海浜公園プール使用料	11,164	0	0	0	0	23,324	6,433	0	0	132,516	0	101,884	71,553		屋内プール	974	I	1.0	974	810	970	1.2倍	スポーツ推進課	
38	第16条	芦屋市都市公園条例	東浜公園庭球場使用料	748	0	0	0	250	0	1,185	0	0	2,053	250	0	3,986	64.5%	テニスコート (1時間利用)	1,001	I	1.0	1,001	610	730	1.2倍	スポーツ推進課	
39	第16条	芦屋市都市公園条例	西浜公園庭球場使用料	748	0	0	0	250	0	873	0	0	6,291	250	1,283	6,629	70.2%	テニスコート (1時間利用)	1,501	I	1.0	1,501	610	730	1.2倍	スポーツ推進課	
40	第16条	芦屋市都市公園条例	芦屋中央公園野球場使用料	1,497	0	0	0	501	1,368	—	0	0	7,356	501	3,211	7,010	40.5%	野球場 (1時間利用)	5,400	C	0.5	2,700	1,830	2,190	1.2倍	スポーツ推進課	

見直しを行うもの（使用料⑤）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市										指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A+H+I- J-(K+L))	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式（※）	施設の性質別 負担割合 施設 区分 N	受益者 負担割 合率 O	使用料 となるべき 金額（端数 調整前） (円) M×N	現行 料金 (円)	見直し 後料 金 (円)	改定率	所管課
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収 入 (千円) L													
41	第16条	芦屋市都市公園 条例	総合公園使用料	748	0	0	0	6,197	5,064	—	0	0	19,832	6,197	5,486	20,158	31.7%	陸上競技場 （専用）平日 （1時間利用）	19,800	年間原価総額20,158千円 ÷ 貸付対象総面積5,500 ㎡ ÷（年間稼働時間 3,213 h × 想定稼働率 31.7%）× 料金区分対象 面積5,500㎡ × 利用時間1 時間	C	0.5	9,900	4,070	4,880	1.2倍	道路・公園課	
42	第16条	芦屋市都市公園 条例	総合公園使用料	748	0	0	0	4,342	3,548	2,405	0	0	13,893	4,342	3,844	16,750	67.5%	第2スポーツコート （専用）平日 （1時間利用）	3,990	年間原価総額16,750千円 ÷ 貸付対象総面積3,850 ㎡ ÷（年間稼働時間 4,462.5 h × 想定稼働率 67.5%）× 料金区分対象 面積2,850㎡ × 利用時間1 時間	I	1.0	3,990	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	
43	第16条	芦屋市都市公園 条例	総合公園使用料	748	0	0	0	186	152	—	0	0	593	186	164	1,329	10.3%	総合公園 会議室 （1時間利用）	4,522	年間原価総額1,329千円 ÷ 貸付対象総面積96㎡ ÷ （年間稼働時間2,856 h × 想定稼働率10.3%）× 料金区分対象面積96㎡ × 利用時間1時間	E	0.5	2,261	1,010	1,210	1.2倍	道路・公園課	
44	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	自転車駐車場 使用料	4,490	0	0	0	0	7,262	9,653	0	9,042	124,629	0	312	136,680	63.8%	全体 自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	2,491	年間原価総額136,680千 円 ÷ 貸付対象総面積 8,231.27㎡ ÷（年間稼働 時間5,595.5 h × 想定稼 働率63.8%）× 料金区分 対象面積1,14㎡ × 利用時 間465時間	I	1.0	2,491	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
45	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	JR芦屋駅北自転 車駐車場使用料	748	0	0	0	0	3,632	1,499	0	2,137	29,449	0	74	33,117	83.3%	JR芦屋駅北 自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	1,847	年間原価総額33,117千円 ÷ 貸付対象総面積 2,019.5㎡ ÷（年間稼働 時間6,552 h × 想定稼働 率83.3%）× 料金区分対 象面積1,14㎡ × 利用時間 540時間	I	1.0	1,847	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	
46	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪神芦屋駅西自転 車駐車場及び阪神 芦屋駅南自転車駐 車場使用料	748	0	0	0	0	983	3,023	0	3,101	42,739	0	107	44,285	45.6%	阪神芦屋駅 自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	3,870	年間原価総額44,285千円 ÷ 貸付対象総面積 2,363.6㎡ ÷（年間稼働 時間5,595.5 h × 想定稼 働率45.6%）× 料金区分 対象面積1,14㎡ × 利用時 間465時間	I	1.0	3,870	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	
47	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪神打出駅前自転 車駐車場及び阪神 打出駅南自転車駐 車場使用料	748	0	0	0	0	154	1,149	0	475	6,543	0	16	8,103	87.7%	阪神打出駅 自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	1,219	年間原価総額8,103千円 ÷ 貸付対象総面積729.07 ㎡ ÷（年間稼働時間 5,595.5 h × 想定稼働率 87.7%）× 料金区分対象 面積1,14㎡ × 利用時間 465時間	I	1.0	1,219	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
48	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪急芦屋川駅北自 転車駐車場及び阪 急芦屋川駅南松ノ 内自転車駐車場使 用料	748	0	0	0	0	0	1,069	0	1,312	18,087	0	45	18,547	50.7%	阪急芦屋川駅 自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	2,863	年間原価総額18,547千円 ÷ 貸付対象総面積1,221 ㎡ ÷（年間稼働時間 5,595.5 h × 想定稼働率 50.7%）× 料金区分対象 面積1,14㎡ × 利用時間 465時間	I	1.0	2,863	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
49	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	JR芦屋駅南1、3、 4、6、9自転車駐 車場使用料	748	0	0	0	0	48	2,129	0	1,670	23,013	0	58	24,210	97.0%	JR芦屋駅南 自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	1,532	年間原価総額24,210千円 ÷ 貸付対象総面積 1,547.64㎡ ÷（年間稼働 時間5,776 h × 想定稼働 率97.0%）× 料金区分対 象面積1,14㎡ × 利用時間 460時間	I	1.0	1,532	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
50	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪急芦屋川駅南月 若自転車駐車場使 用料	748	0	0	0	0	2,445	784	0	348	4,798	0	12	8,415	54.1%	阪急芦屋川駅 南月若自転車駐車場 （自転車定期 1 か月）	4,186	年間原価総額8,415千円 ÷ 貸付対象総面積350.46 ㎡ ÷（年間稼働時間 6,552 h × 想定稼働率 54.1%）× 料金区分対象 面積1,14㎡ × 利用時間 540時間	I	1.0	4,186	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	

見直しを行うもの（手数料）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A～D (円)	料金 区分	手数料と なるべき金額 (端数調整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	改定率	所管課
					A	B	C	D							
51	第1条	芦屋市手数料 条例	道路幅員証明手数料	1件当たりの コスト	4,290	1	0	0	4,291	道路幅員証明手数料	4,291	360	430	1.2倍	道路・公園課

第 7 4 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

保育所及び認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務体制の確保等) 第21条 (略) <u>(職員)</u> 第21条の2 <u>特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に置くべき保育士(兵庫県が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士)及び保育教諭(認定こども園に限る。)の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上とする。</u> (1) <u>乳児 おおむね3人につき1人</u> (2) <u>満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1</u>	(勤務体制の確保等) 第21条 (略)

改正後	改正前
人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき 1人 (4) 満4歳以上の幼児 おおむね20人につき1人 (定員の遵守) 第22条 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子	(定員の遵守) 第22条 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子

改正後	改正前
ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、<u>第21条の2中「特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」とする。</u> （特別利用教育の基準） 第36条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、<u>第7条第2項及び第21条の2</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1	ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項<u>及び</u>第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる

改正後	改正前
号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３９年芦屋市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保育の実施） 第４条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「施行規則」という。）第１条の５各号に掲げる事由により保育を必要とする場合、<u>児童が法第２４条第５項若しくは第６項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合又は児童の保護者が子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１５第１項の認定を受けた場合</u>に行うものとする。	（保育の実施） 第４条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「施行規則」という。）第１条の５各号に掲げる事由により保育を必要とする場合<u>又は児童が法第２４条第５項若しくは第６項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合</u>に行うものとする。

改正後	改正前
(保育料及び延長保育料の納付) 第6条 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。	(保育料及び延長保育料の納付) 第6条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。

(芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事業) 第3条 認定こども園は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)～(3) (略) <u>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u>	(事業) 第3条 認定こども園は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

保育所及び認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

ア 認定こども園及び保育所に置くべき保育士（認定こども園の場合は保育教諭を含む。）の配置基準の規定の明確化（第21条の2）

- (ア) 乳児 おおむね3人につき1人
- (イ) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね5人につき1人
- (ウ) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね15人につき1人
- (エ) 満4歳以上の幼児 おおむね20人につき1人

条例で定める内容は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に係る省令の基準」の従う基準を上回る内容で定めることとする。

施 設	省 令	条 例	内 容	基準の類型
保育所	第33条	第21条の2	職員	従う
認定こども園	第5条	第21条の2	職員	従う

イ アに伴う規定の整理（第35条及び第36条）

- (2) 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）
市は、乳児等支援給付認定を行った場合は、保育を実施する。（第4条）

- (3) 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正
(第3条関係)

認定こども園の行う事業に乳児等通園支援事業を追加する。(第3条)

- (4) その他規定の整理

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2(1)の規定は公布の日

参 照 2

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(職員)

第33条 (第1項省略)

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(職員の数等)

第5条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考 (略)	

(第4項及び第5項省略)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要

○背景

0 歳から 2 歳児の未就園児が約 6 割を占める中、保護者の中には「孤立した育児」に対する不安や悩みを抱える方が多数存在し、保護者支援の強化が求められています。そこで、全ての子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、「こども誰でも通園制度」が創設されました。この制度は、多様な働き方やライフスタイルを持つすべての子育て家庭に対する支援を強化する子育て支援事業です。

○目的

保育士を通じて、子どもの育ちの支援とともに保護者の養育力を向上させ、家庭での子育てを充実させることに繋げることを目的とされている。

○対象者

保育所、認定こども園等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児とする。認可外保育施設に通っている乳幼児は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている乳幼児は対象外とする。

○開所日数・保育時間

開所日数や保育時間はニーズや受入れ体制を考慮の上、適切に設定する。

○導入の経過

令和 6 年度・・・試行的事業を実施 697 か所（118 自治体）

（兵庫県下：神戸市、姫路市、加西市、養父市、南あわじ市）

補助単価は一律 850 円/H、保護者負担は 300 円/H を標準

保育時間は児童一人当たり月 10 時間が基本

令和 7 年度・・・制度化

地域子ども子育て支援事業として地方の受け入れ態勢や人員配置の実情に応じて自治体の裁量で実施するため補助金制度となる。

補助単価は 0 歳 1300 円/H、1 歳 1100 円/H、2 歳 900 円/H に変更

保護者負担は 300 円/H を標準

保育時間は児童 1 人当たり月 10 時間が基本

令和 8 年度・・・本格実施

全国の自治体で実施

新たに乳児等のための給付制度（公定価格）となる予定

保護者負担は 300 円/H（予定）を標準

保育時間は児童 1 人当たり月 10 時間が基本

○令和 6 年度試行後の検証

(保護者から)

「子供の言葉が増えた」、「保育施設で覚えた遊びをするようになった」、「新たに取り組む機会が増えた」、「友達との関わり方を学んだ」、「子育てを楽しいと感じられるようになった」、「子育て中の孤独感や不安感が減った」、「予約がいっぱいで預けられない時があった」など

(施設側から)

「当初は担当保育士も戸惑いや負担感があったが、経験を積むことで、徐々に負担感は和らぎ、前向きに捉えるようになった」、「泣いてばかりの子も利用するにつれて、泣かなくなり、在園児と触れ合うなど、成長がみられた」など

○一時預かり事業との違い

一時預かり事業は保護者の就労が週 2 ～ 3 日程度の方や保護者の急な入院などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、就学前の幼児を保育所等で預かる事業に対して、こども誰でも通園制度は保護者の就労条件を問わず、保育所等に通っていない乳幼児を保育所等に一定の時間預けられる制度

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度
目的	急病などで家庭保育が困難になった幼児を保育施設で預かる事業 ① 非定型保育(主に就労等) ② 緊急保育、私的利用	保護者の就労の有無や家庭の事情に関わりなく、子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、すべての子育て家庭に対する支援を強化する制度
対象年齢	1 歳児～就学する前まで	0 歳 6 か月～満 3 歳まで
預かり時間	9:00 から 17:00 のうち家庭での養育が困難な時間	施設の判断により受け入れ可能時間内で希望する時間
利用回数/月	12 回など	一人、10 時間/月
利用料	2,000 円/回	300 円/時間 (予定)
飲食物費	500 円/回、状況により弁当持参	給食の有無も含め施設の判断による
申込み方法	① 非定形型：就労証明、幼児の健康診断などほいく課に提出 ② 緊急保育、私的利用：各園に申込み	事前に総合支援システムに登録の上、保育施設と面談後に保育施設に予約をする
実施園	・西蔵こども園 ・茶屋保育園 ・浜風あすのこども園 ・認定こども園 はなえみ保育園 ・認定こども園 山手夢 ・認定こども園 夢咲	未定

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

事業の全体像

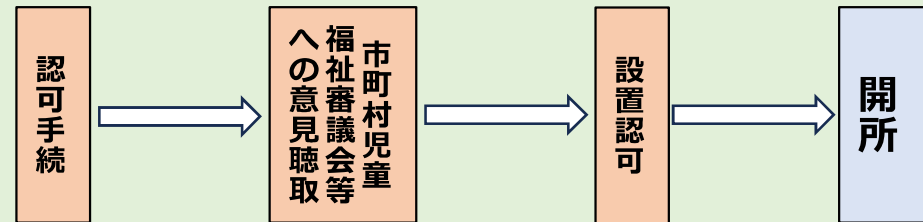
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

「事業の実施方法」

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。

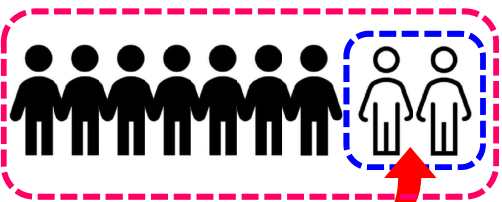
「提供内容の検討」

①実施方法



余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。※1



2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本。

一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、且つ専任の保育士を配置。※2

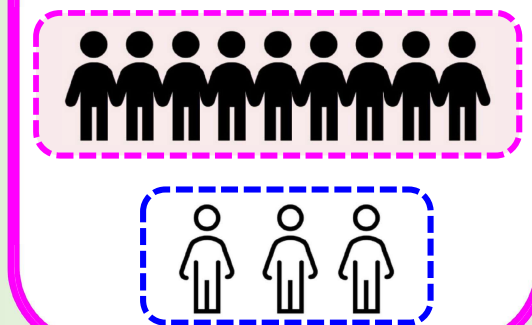


クラス定員の数＋
誰でも通園利用児童の
こどもの数に対する
面積基準を足す必要あり

※2 こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則し、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、専任の保育士を配置。※3



※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p16~17より抜粋)

事業の全体像「続き」

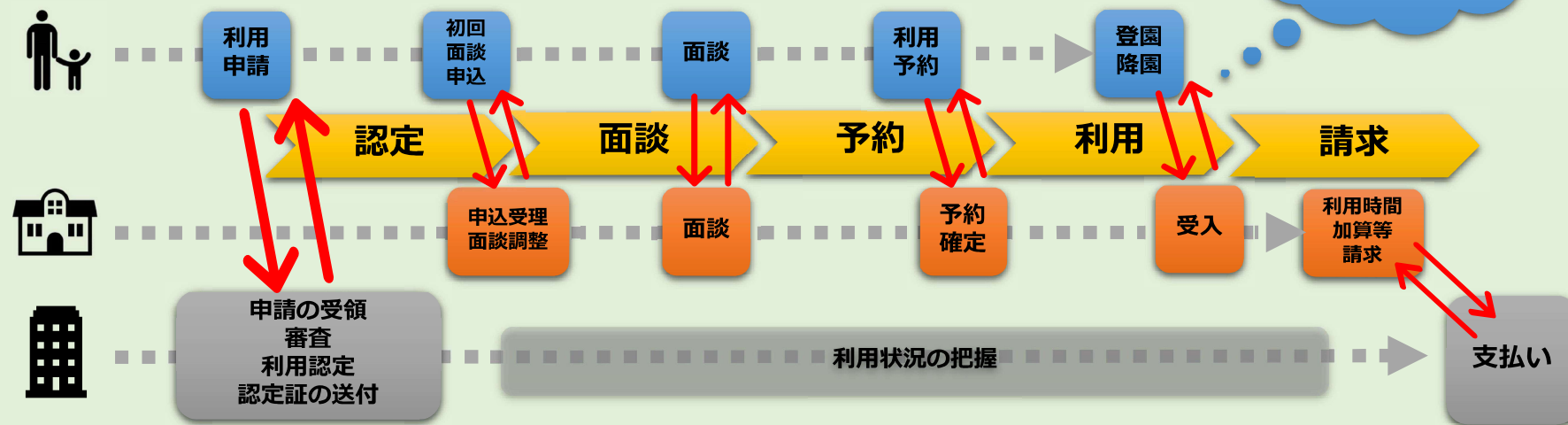
※本制度＝こども誰でも通園制度とする

「施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫」

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、**施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。**

「利用の流れ」

一般的な利用の流れとして、以下が想定。



Ⅱ 事業実施の留意事項

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p32~34より抜粋)

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応

(1) 障害のあるこども

障害のあるこどもも障害のないこどもも、本制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。

【障害のあるこどもの受入れに関する情報提供】

市町村及び事業者はあらかじめ障害のあるこどもの受入れ方針について検討し、関係部局や保護者へ周知。

【障害のあるこどもの受入れの可能性の検討】

- 事業者においては、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、受入れ可能性について検討を行い、正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告。
- 市町村においては、事業所の状況を踏まえ、障害のあるこどもやその保護者が本制度を円滑に利用できるよう配慮を行う必要があり、日頃から関係部局及び関係機関と連携体制を構築するとともに、事業者同士の情報交換や連携の場づくりを支援することも有効。

【障害のあるこどもの受入れのための体制整備】

関係機関や保護者の理解・協力が欠かせず、障害のあるこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが求められる。

【こどもの特性を踏まえた関わりや家庭との連携について】

障害のあるこどもとないこどもが共に育ち合えるようにするための工夫を行い、支援を行っていくうえでは、こどもの保護者や家庭との連携が欠かせず、受入れ中の様子や家庭での過ごし方を伝え合いながら、こどもについての理解を深め合うことや、保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えることで、地域で安心して生活ができるようになっていくことにつながっていく。

Ⅱ 事業実施の留意事項

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p34~36より抜粋)

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応<<続き>>

(2) 医療的ケアを必要とするこども

受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。※「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和6年）等を参考。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れに関する情報提供】

市町村及び事業者はあらかじめ医療的ケアを必要とするこどもの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れの可能性の検討】

- ・ 市町村においては、利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討。
- ・ 事業者においては、医療的ケアが必要なこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、市町村に対して受入れ可能性の検討を要請し、市町村とともに受入れ可能性の検討。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れのための体制整備】

- ・ 関係機関や保護者の理解・協力が欠かせず、市町村及び事業者は、こども一人ひとりの特性・状態に応じた支援が行われるよう、医療・母子保健・障害福祉等の関係部局及び関係機関との連携体制を構築。
- ・ 医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が連携して準備を進めることが必要。
- ・ 受入れ事業者は、医療的ケアの内容を踏まえた支援計画の作成を行う。支援計画の内容は保護者と共有し同意を得るとともに、主治医や関係機関に確認を得る等、必要に応じて専門の見地からも問題がないか確認することが重要。

【医療的ケアを実施する際の留意事項】

看護師や認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要。

【医療的ケアを必要とするこどもを含むこども同士の関わりについて】

単に医療的ケアを提供するのみではなく、医療的ケアを必要とするこどもを含む全てのこどもの育ちを支援していくことが求められ、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。

乳児等通園支援事業について（概要）

令和8年4月より、乳児等通園支援事業を市立精道こども園、市立緑保育所において実施する。

実施場所	市立精道こども園、市立緑保育所
実施区分	余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	0歳児：3人、1歳児：1人、2歳児：1人 ※1回当たり3人まで
運営日・時間	月曜日～金曜日 9：00～11：00、14：30～16：30
実施しない日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、行事日等
対象者	保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児とする。認可外保育施設に通っている乳幼児は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている乳幼児は対象外
利用可能時間数	1月当たり10時間まで
費用	利用料…1人1時間300円の予定
食事の提供	なし
その他	定員については、入所調整により、1年を通して実施枠を確保する。

第 7 5 号議案

芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよう
に定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

乳児等通園支援事業の実施に伴い、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、芦屋市こども・若者未来応援会議条例（令和7年芦屋市条例第9号）第1条に規定する芦屋市こども・若者未来応援会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められること。

(2) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。

4 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に乳児等通園支援事業所の職員に周知しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の

目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、職員の職務内容、経験等に応じて前項の研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 乳児等通園支援事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連

携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、利用乳幼児が安心して乳児等通園支援事業所を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上

であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に

	規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができ

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所

ア 設備及び職員の基準（イを除く。） 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係るものに限る。）

イ 保育士の基準 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 認定こども園

ア 設備及び職員の基準（イを除く。） 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）（認定こども園に係るものに限る。）

イ 保育士及び保育教諭の基準 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（認定こども園に係るものに限る。）

(3) 家庭的保育事業等を行う事業所 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例要綱

第1 制定の趣旨

乳児等通園支援事業の実施に伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

第2 制定の内容

1 総則

(1) 最低基準の目的等（第2条から第4条まで関係）

ア 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び援助を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

イ 市長は、芦屋市こども・若者未来応援会議の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

ウ 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

エ 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないこととし、最低基準を超えている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(2) 乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条関係）

ア 利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

イ 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 乳児等通園支援事業者の役員が暴力団員であってはならない。

エ 暴力団密接関係者であってはならない。

オ 自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

カ 乳児等通園支援事業所には、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

キ 構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(3) 乳児等通園支援事業者と非常災害対策（第6条関係）

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知しなければならない。加えて、乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(4) 安全計画の策定等（第7条関係）

ア 利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

ウ 利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

エ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(5) 自動車を運行する場合の所在の確認（第8条関係）

ア 利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

イ 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並

びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。) を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認(降車時に限る。)を行わなければならない。

(6) 乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件(第 9 条関係)

乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(7) 乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等(第 10 条関係)

ア 職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

イ 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、研修の機会を確保し、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めなければならない。

(8) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準

(第 11 条関係)

他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(9) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則(第 12 条関係)

利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(10) 虐待等の禁止(第 13 条関係)

職員は、利用乳幼児に対し、虐待その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(11) 衛生管理等(第 14 条関係)

ア 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

イ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染

症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

ウ 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(12) 食事（第15条関係）

食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(13) 乳児等通園支援事業所内部の規程（第16条関係）

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ その提供する乳児等通園支援の内容

ウ 職員の職種、員数及び職務の内容

エ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

カ 利用定員

キ 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(14) 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第17条関係）

職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(15) 秘密保持等（第18条関係）

ア 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(16) 苦情への対応（第19条関係）

ア 乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

イ 乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(17) 関係機関との連携（第20条関係）

日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、利用乳幼児が安心して乳児等通園支援事業所を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業の区分（第21条関係）

(1) 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

(2) 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって(3)に定めるものに該当しないものをいう。

(3) 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、利用児童数とその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

3 一般型乳児等通園支援事業

(1) 設備の基準（第22条関係）

ア 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(ア) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所

設備等：乳児室又はほふく室（乳児等通園支援事業に必要な用具を備えること。）及び便所を設けること。

乳児室の面積：乳幼児1人につき1.65㎡以上であること。

ほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

(イ) 満2歳以上の幼児を利用させる事業所

設備等：保育室又は遊戯室（乳児等通園支援事業に必要な用具を備えること。）及び便所を設けること。

保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき1.98㎡以上であること。

(ウ) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を
2階に設ける建物は、次のa、b及びfの要件に、保育室等を3階以上に
設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

- a 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。
b 保育室等が設けられている次の表の階及び区分ごとに、それぞれに掲げ
る施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段 2 耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令に規定する構造の屋外階段

- c bの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各
部分からそのいずれかに至る歩行距離が30m以下となるように設けら
れていること。

- d 調理設備以外の部分と調理設備（(a)又は(b)に該当するものを除く。）
の部分耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているこ
と。この場合において、換気、暖房又は冷房の風道が床若しくは壁を貫
通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられ

ていること。

(a) スプリンクラー設備が設置されていること。

(b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、外部への延焼防止に必要な措置が講じられていること。

e 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

f 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(2) 職員（第23条関係）

ア 保育士（地域限定保育士を含む。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

イ 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはいない。

ウ アに規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(ア) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(イ) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士に

よる支援を受けることができるとき。

(3) 乳児等通園支援の内容（第24条関係）

一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(4) 保護者との連絡（第25条関係）

利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

4 余裕活用型乳児等通園支援事業

(1) 設備及び職員の基準（第26条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

ア 保育所

(ア) 設備及び職員の基準（(イ)を除く。） 兵庫県の法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（保育所に係るものに限る。）

(イ) 保育士の基準 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る。）

イ 認定こども園

(ア) 設備及び職員の基準（(イ)を除く。） 兵庫県の認定こども園の認可等に関する条例（認定こども園に係るものに限る。）

(イ) 保育士及び保育教諭の基準 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（認定こども園に係るものに限る。）

ウ 家庭的保育事業等を行う事業所 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(2) 乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡（第27条関係）

3(3)及び(4)に同じ。

5 電磁的記録（第28条関係）

乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第3 施行期日

令和8年4月1日

1 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に係る府令の基準と条例で定める基準の比較

条例で定める内容は、府令で示された「従うべき基準」については、一部を除き、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き、同内容とする。

	府 令	条 例	内 容	基準の類型
総則	第 5 条	第 5 条	乳児等通園支援事業者の一般原則	参酌
	第 6 条	第 6 条	乳児等通園支援事業者と非常災害対策	参酌
	第 7 条	第 7 条	安全計画の策定等	従う
	第 8 条	第 8 条	自動車を運行する場合の所在の確認	従う
	第 9 条	第 9 条	乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件	参酌
	第 10 条	第 10 条	乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等	参酌
	第 11 条	第 11 条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従う・参酌
	第 12 条	第 12 条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従う
	第 13 条	第 13 条	虐待等の禁止	従う
	第 14 条	第 14 条	衛生管理等	参酌
	第 15 条	第 15 条	食事	従う
	第 16 条	第 16 条	乳児等通園支援事業所内部の規程	参酌
	第 17 条	第 17 条	乳児等通園支援事業所に備える帳簿	参酌
	第 18 条	第 18 条	秘密保持等	従う
	第 19 条	第 19 条	苦情への対応	参酌
通則	第 20 条	第 21 条	乳児等通園支援事業の区分	従う
一般型乳児等通園支援事業	第 21 条	第 22 条	設備の基準	従う・参酌
	第 22 条	第 23 条	職員	従う
	第 23 条	第 24 条	乳児等通園支援の内容	従う
	第 24 条	第 25 条	保護者との連絡	参酌
余裕活用型乳児等通園支援事業	第 25 条	第 26 条	設備及び職員の基準	従う
	第 26 条	第 27 条	準用	従う・参酌
雑則	第 27 条	第 28 条	電磁的記録	参酌

* 府令：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

2 基準設定の考え方

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるに当たり、府令で定められている基準に基づいて、本市における認可保育所の運営実態を基本とし、検討した結果、下記のとおり定めた独自基準を除き、府令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

府 令	条 例	内 容
	第 5 条第 3 項	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し、乳児等通園支援事業者の一般原則として、①役員が暴力団員でないこと②乳児等通園支援事業者が暴力団密接関係者でないこと を加える。
第 6 条	第 6 条	非常災害に際しての対応を明確にするため、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならないこと を加える。
	第 10 条第 3 項	職員の計画的な育成に努めるため、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うこと を加える。
	第 20 条	利用乳幼児が安心して乳児等通園支援事業所を利用できる体制の確保に努めるため、乳児等通園支援事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うこと を加える。
第 25 条	第 26 条	余裕活用型乳児等通園支援事業における保育士（地域限定保育士を含む。）及び保育教諭（認定こども園に限る。）の数については、本市における認可保育所の運営実態に準じ、1・2歳児については、次に定める人数を基に算定することとした。 1・2歳児 おおむね5人につき1人